

# 越後屋京本店手代の規律違反と処分 —「批言帳」の分析—

西

坂

靖

はじめに

- 一 「批言帳」の概要
- 二 手代の規律違反の内容
- 三 規律違反者に対する処分
- 四 規律違反者に対する吟味のあり方
- 五 繰り返される規律違反と処分

おわりに

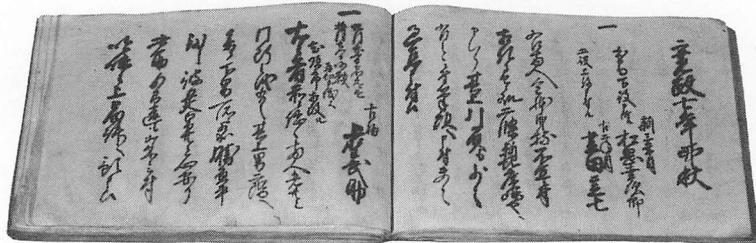
「批言帳」(三井文庫所蔵史料 別10)



裏表紙



表紙



「批言帳」記載例。第1表(57)(58)参照。

## はじめに

本稿は、越後屋京本店の手代の規律違反とそれに対する処分を検討することによって、規律化された小世界である大店の実態の一端を明らかにしようとするものである。

近世の巨大都市における大店の奉公人世界の特質としては、第一に限られた空間に多数の奉公人が集住していること、第二に奉公人の組織化、規律化<sup>(1)</sup>が高度に進展していることをあげることができる。しかしながら奉公人世界の実態を明らかにしようとする場合、規律化が制度の上で整っていたということと、それが実際に貫徹していたということとはとりあえず区別して検討する必要がある。そこで規律化された小世界である大店の実態を解明する手掛かりとして注目されるのは、奉公人の規律違反、不正行為の検討である。<sup>(2)</sup>

筆者は先に、幕末の三井越後屋の京本店手代の検討の中で、手代の退職の事由の中に「不埒之儀」＝規律違反、不正行為による退職を少なからず見いだし、これを規律化の試みの不徹底の証左とした。<sup>(3)</sup>しかしながら、この検討は、期間が幕末の数年間に限られ、規律違反・不正行為の内容についても具体的にあきらかにしえなかつたという点で不十分なものであった。

さいわい三井文庫には、十八世紀末の越後屋京本店の手代の規律違反と処分を記録した「批言帳」という史料が残されている。以下本稿では、この史料を紹介することを通じて、大店の奉公人の世界の実態の一端についてあきらかにしていきたい。<sup>(4)</sup>

(1) 西坂靖「大店の奉公人の世界」(『日本都市史入門III 人』、東京大学出版会、一九九〇年)。この論文では、三井越後

屋の京本店における規律化のありかたについては、以下の二点に着目した。①式目・定書による統轄 店内の至ると

ころに式目・定書が掲示されたこと、奉公人全体を対象とする式目・定書の他に、特定の職階や奉公の節目ごとに応する式目・定書が作られ、奉公人一人一人が署名・捺印していくこと、②個々の奉公人についての時間管理＝勤務状況の可視化——奉公人一人一人についてその欠勤時間が掌握され、そのデータに基づき褒賞が行なわれていたこと。

(2) 大店の奉公人の規律違反、不正行為を取り上げた先行研究としては、白木屋の江戸店を対象とした林玲子氏の研究がある(林玲子『江戸店犯科帳』吉川弘文館、一九八二年)。林氏は、白木屋江戸店の「明鑑録」という奉公人の不行跡を記録した史料を、「商人の理想像や規範をとく家訓などにくらべて、より当時の店奉公人の実態を示すもの」と評価し、これを素材として、「奉公人としてはむしろ成功しえなかつた者たち」の実態をいきいきと描き出している。「明鑑録」には天保一〇年(一八三九)から安政六年(一八五九)までの二二年間に起きた一二〇件ほどの事件が記されていふとされるが、林氏の研究においては全体を数量的に扱うような分析や、規律違反や処分の全体の傾向についての言及はみられないようである。

(3) 西坂「大店の奉公人の世界」(『日本都市史入門III 人』) 一五六、一五七ページ。

(4) 三井越後屋(本店一巻)の奉公人制度についての研究は、中井信彦「三井家の経営—使用者制度とその運営」(『社会経済史学』三一巻六号、一九六六年)、「三井事業史」本篇第一巻(一九八〇年)、賀川隆行「近世三井経営史の研究」(吉川弘文館、一九八五年)などがある。

## 一 「批言帳」の概要

### 史料の形態・記載様式

本稿で主たる史料として用いる「批言帳」は、天明六年(一七八六)から文化二年(一八〇五)までの二〇年間に、越後屋京本店(室町通二条上ル冷泉町に所在)において奉公人が起こした「不埒」「不届」「不

心得」な行為（以下ではこれらを規律化された大店の秩序に対する侵犯という意味で「規律違反」と総称する）に関する取り調べと処分の記録である。まず、この史料 자체について説明しておきたい。

現存する数量は一冊<sup>(1)</sup>、形態は横半（二三・〇×一五・七センチメートル）で、表紙とも一一〇丁<sup>(2)</sup>。表表紙には「批言帳」、裏表紙には「組頭」とあり、組頭がこの史料の作成者と見られる。（写真参照）

記載様式は、一件ごとに、①規律違反者の姓名、②職階・役付、③規律違反の内容、④処分の内容および解除の時期が記されるというものである（②のうち役付、④のうち処分解除の時期は不記載の場合もある）。

「批言帳」の記載内容を表にまとめたのが第1表である。右に述べた①～④の他に、参考のため、年令・奉公年数、奉公期間、親の住所を付け加えた。以下、この表をもとに検討を進めていきたい。

#### 記載対象者

「批言帳」の記載年代は、天明六年（一七八六）から文化二年（一八〇五）までであるが、この二〇年間に、一二二件の規律違反が顕われ、一六七名の奉公人が処分をうけている（これを年次別に表したのが第2表である）。複数回の規律違反事件を起こしている者が少なからずいるため、重複分を除いた実人数は八〇人である。

天明六年（一七八六）から文化二年（一八〇五）の期間の日本店の奉公人について見れば、住み込みの者で一六人から一四五人の間を推移している（第3表）が、「批言帳」に記載されているのは、日本店の奉公人のうち一体どの部分なのか。この点をあきらかにするために、規律違反者を職階別に分類したのが第4表である。

この表から第一に注目すべきは、賄方（台所）の下男が一人もあらわれないことがある。これから、まず「批言帳」は店表の奉公人（手代・子供）を対象とするものであることがわかる。

第二に、店表の奉公人のうち子供は二名のみであること（第1表—(3)辻川七次郎、(4)中原寅之助）。ここでは、これ

処 分	次の規律違反	奉公期間	宿 元
宿元へ預（→5／4再勤）		天明元～寛政元	濃州不破郡赤坂宿中町 笠屋甚吉
宵番上役 7日		安永3～寛政元	江州蒲生郡小中村 佐々木左京
本番下役 7日	⇒(5)	安永7～天明9	[京]姉小路猪熊西入町 津国屋八兵衛
本番下役（5／25）	⇒(7)	安永6～文化元	[京]寺町今出川上ル五町目 小松屋忠右衛門
遠慮 7日、永之禁足		安永8～寛政5	[京]油小路御池下ル町 竹屋久兵衛
宿元へ預		天明元～天明7	[京]西洞院竹屋町上ル町 日野屋七郎兵衛
宿元へ遣		天明5～天明6	江州高島郡大溝上石垣町 八田喜右衛門
遠慮 7日、永之禁足	⇒(15)	天明2～寛政8	紀州海士郡日方浦御門町 今市屋吉左衛門
本番中役（3／15→7日目面談事済）		= (2)久保清七	= (2)久保清七
永之禁足ニテ事済（3／15）		安永3～文化元	[京]御幸町六角下ル町 秋田屋八兵衛
永之禁足（3／27→6／13用捨）	⇒(29)	= (3)	= (3)
敵敷面談（3／27）		安永6～寛政元	[京]小川三条下ル 分銅屋市兵衛
禁足（4／14→5／4用捨）		安永8～寛政4	[京]伏見海道拾町目 香具屋九郎兵衛
禁足（4／14→6／13用捨）	⇒(28)	安永6～寛政5	濃州不破郡関ヶ原 樋口伊兵衛
禁足（4／14→6／13用捨）		安永5～？	江州滋賀郡真野北村 富田与左衛門
宵番上役 7日、永之禁足（4／14→6／25用捨）	⇒(22)	安永7～天保3	[京]大宮上長者上ル町 鍵屋忠兵衛
遠慮 7日、宿元へ預（4／14）		安永9～？	[京]大宮一条一ケ上ル西入町 松屋八郎兵衛
宿元預（→11月再勤、順席次之組初元末座）	⇒(26)	天明2～文化5	[京]七条出屋敷伊勢松町 釜屋与兵衛
本番下役 7日、永之禁足		天明2～文政8	江州大津新町 綽屋伝右衛門
宵番下役 7日、永之禁足	⇒(45)	= (4)楠田喜助	= (4)楠田喜助
暇（7月）		天明4～寛政2	[京]五条新町西入町 紅屋藤兵衛
閉門、宿元へ預（4／14）	⇒(21)	安永3～寛政3	[京]新町一条上ル町 伊藤弥右衛門

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第1表 「批言帳」に見える手代の規律違反

年・季	名前(職階・役付)	年齢・奉公年数	行為内容(抜粋)
(1)天明 6年 春	清水 庄太郎 (新初・通帳庭下役)	[20歳・ 6年目]	無断罷出其儘一宿いたし候ニ付遂吟味候所、役所向帳合少々行不届義有之
(2)天明 6年 春	佐々木 清治郎 (平・荷物方上役) 久保 清七 (初元三・荷物方下役)	[25歳・13年目] [21歳・ 9年目]	江戸表より……紙包上り不申付早速通達ニおよび可申所其義無之、当春三月頃迄打捨置同 上
(3)天明 6年 春	高田 藤七 (平・小松方)	[21歳・10年目]	本状請取置忘紛失、全龜略ニ相心得不届之至
(4)天明 6年 春	加藤 重太郎 (初元・ -) 瀬野 甚七 (初元・ -) 八田 用七 (初元・ -) 楠田 喜助 (初元・ -)	[20歳・ 8年目] [20歳・ 6年目] [26歳・ 1年目] [18歳・ 5年目]	花見休足ニ罷出……初元慎中遊所へ參甚不埒之至……引負在之 同 上 同 上 同 上
(5)天明 7年 春	久保 清七 (平・西陣方)	[22歳・10年目]	宿元実父年回取越之由手紙持參他出相願候ニ付間届遣候処、脣手紙ニテ在之候段罷出候跡ニテ露見遊所身不相応之遣高有之則遂吟味候所、役所帳合拵又染代等ニ紛敷事とも有之……引負
(6)天明 7年 春	松田 久七 (平・染方)	[26歳・14年目]	宿元ヘ代口もの取次遣し其代銀遊所遣ニいたし… …引負も有之
(7)天明 7年 春	高田 藤七 ([平]・晒方)	[22歳・11年目]	前藤七同様の仕方不居之至……引負
(8)天明 7年 春	石田 利七 ([平]・絹かゝ方)	[23歳・ 1年目]	少々引負有之
(9)天明 7年 春	沢田 十次郎 (平・染方)	[20歳・ 9年目]	逃方帳合ニテ引負有之
(10)天明 7年 春	樋口 和七 (平・染地庭)	[23歳・11年目]	絹方帳合之節引負有之
(11)天明 7年 春	富田 与七 (平・木綿方)	[24歳・12年目]	引負之趣意悪敷候ニ付
(12)天明 7年 春	土方 伊助 (平・染地庭)	[21歳・10年目]	去冬迄西陣方帳合ニテ余程之銀高引負ニ相成
(13)天明 7年 春	苔谷 金七 (平・染方)	[25歳・ 8年目]	不行跡之儀有之筆頭敵敷致面談候所、其儀ニ指詰り家出致
(14)寛政元年 秋	能瀬 弥七 (新平・染物方)	[21歳・ 8年目]	帳合訓合引負之筋有之
(15)寛政 2年 春	岡本 伝七 (平・屋敷方) 楠田 喜助 (平・唐物方)	[21歳・ 9年目] [22歳・ 9年目]	同 上
(16)寛政 2年 春	牧野 藤三郎 (新初・大坂方)	[19歳・ 7年目]	全体役所不勤ニ有之候上、入口多ク申来候書状ヲ紛失之旨ニ取斗其儀露見ニ付家出
(17)寛政 2年 春	伊藤 安次郎 (上座役・羽二重方)	[30歳・17年目]	度々無断夜分罷出候儀露顕閉門為致候、拵亦近所女ノ掛り合ケ間敷儀有之

処 分	次の規律違反	奉公期間	宿 元
[宿元預カ] (→12月再勤、順席新初末座)	⇒ (33)	天明 4 ~ 寛政 9	[京]三条大橋東入町 近江屋由雅
暇 (2月)		天明 5 ~ 寛政 3	[京]岩神高辻上ル町 藤金屋宇兵衛
五役 7日	⇒ (39)	天明 5 ~ 寛政 7	[京]釜座竹屋町上ル町 日野屋利兵衛
五役 7日	⇒ (33)	天明 6 ~ 寛政 5	勢州田丸領西池上村 太田藤左衛門
本番 (8/11→8/16用捨)	⇒ (23)	安永 7 ~ □□□	伊賀上野桑町 八幡屋甚八
暇 (1/30)		= (17)	= (17)
閉門 (2/7→2/10用捨)	⇒ (36)	= (12)	= (12)
宵番 (2/6→2/10用捨)		= (20)	= (20)
永之禁足 (4月→7/14用捨)		安永 3 ~ ?	江州坂田郡醒井宿 川崎新九郎
暇 (9/5)		天明 3 ~ 寛政 3	[京]松原堀川西入町 金屋惣兵衛
宵番 (10/19→10/25用捨)	⇒ (31)	安永 9 ~ 文化 3	[京]一条室町東入町 刀屋忠兵衛
本番 (10/19→10/25用捨)			= (14)
永之禁足	⇒ (36)	安永 3 ~ 寛政 8	[京]千本今出川上ル町 鳩屋五左衛門
遠慮 (4/15→22日迄)		= (10)	= (10)
遠慮 (4/15→17日迄)	⇒ (36)	安永 7 ~ 寛政 8	[京]新町五条上ル町 柏屋与兵衛
禁足、五月節句出番指留 (4/24→6/12用捨)	⇒ (36)	= (3)	= (3)
仲間内出番指留、本人禁足 (→12/30用捨)		安永 6 ~ 寛政 11	[京]室町夷川上ル町 佐々木与三右衛門
遠慮 7日	⇒ (88)	= (25)	= (25)
全快出勤之上、加番	⇒ (69)	寛政 3 ~ 天保 3	[京]今出川知恵光院西入町 越後屋喜左衛門
宵番下役 3日		天明 6 ~ 寛政 7	[京]四条堀川西入町 津国屋伝兵衛
遠慮 □□ (2/3→2/10用捨)		= (19) 太田勝太郎	= (19) 太田勝次郎
本番下役 (2/3→2/10用捨)	⇒ (37)	天明 5 ~ 寛政 7	濃州不破郡今須宿 川地喜久藏
五役上役 (2/3→2/10用捨)	⇒ (49)	= (18) 吉川次助	= (18) 吉川次助
中年者故格別の了簡を以蔽敷申談、禁足 (2/3→3/2用捨)			[京]建仁寺町松原上ル町 美濃屋嘉右衛門

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第1表 (つづき)

年・季	名前(職階・役付)	年齢・奉公年数	行為内容(抜粋)
(18)寛政2年秋	吉川次助 (初元二年目・唐物方)	[19歳・7年目]	両人間違筋有之様ニ相見得候ニ付、筆頭より嚴敷為相糾候処、……兩人申合家出
	小林常三郎 (新初・大常印)	[18歳・6年目]	同 上(常三郎儀は悪所へ立入不法之着類杯拵候旁以不埒)
(19)寛政2年秋	高坂安五郎 (初元二年目・一)	[18歳・6年目]	前ニ相認候通不埒之儀ニ一旦同心致候得共家出も不致、外ニ為差儀も無之
	太田勝次郎 (古初元・一)	[17歳・5年目]	同 上
(20)寛政2年秋	藤林甚五郎 (相談役・染物方)	[25歳・13年目]	他行いたし候度毎兎角帰店及延引、其上大酒前後難相分……甚不埒之至
(21)寛政3年春	伊藤安次郎 (上座・一)	[31歳・18年目]	去年四月十九日宿元へ預置候処……槌六方帳合にて余程之金高引負相顕候ニ付
(22)寛政3年春	土方伊助 (相談役・訛常染地)	[25歳・14年目]	染屋行ノ序ニ六条地筑見物ニ參ル、尤已下之若き者同道いたし候段甚以不埒之至
(23)寛政3年春	藤林甚五郎 (相談役・染物方)	[26歳・14年目]	朝参之節絹裏着用、其上已下之若きもの連立之儀有之、役柄旁不埒之儀
(24)寛政3年春	川崎甚四郎 (筆頭・表方上役)	[29歳・17年目]	無断近所罷出、生ケ餌料理申付酒宴ヲ催候儀有之候段及露顕候、且親忌服中ニ有之言語道断之仕儀
(25)寛政3年秋	中山惣七 (平・屋敷方)	[22歳・9年目]	店用体ニテ無断罷出夫より行方不相知、仍て役所帳合相糾候姻紛ニ敷儀も有之……引負
(26)寛政3年秋	伊藤嘉助 (平・帳合場下役)	[23歳・12年目]	姪子講夜逃方ニテ口論いたし……不行跡之段難相済
	能瀬弥七 (平・唐物方)	[24歳・10年目]	同 上
(27)寛政4年春	松野竹次郎 (上座・一)	[30歳・19年目]	川崎甚四郎退役引越ニ付右之席ニ被參、帰店延引
(28)寛政4年春	樋口和七 (上座・一)	[28歳・16年目]	中休被仰渡候処、御定日限より帰店延引
	南善五郎 (筆頭・一)	[27歳・15年目]	同 上
(29)寛政4年春	高田藤七 (上座・一)	[27歳・16年目]	他出帰店延引……寄会等も有之旁以難相済
(30)寛政4年秋	佐々木平五郎 (上座・一)	[28歳・16年目]	出番始日帰店延引
(31)寛政4年秋	伊藤嘉助 (平・一)	[24歳・13年目]	宵晚ニ当り候処、火鉢ニもたれいねむり居候ニ付火布子ニ移り炎上
	辻川七次郎 ([子供]・一)	[14歳・2年目]	同 上(手先余程之やけど出来)
(32)寛政5年春	田中伝次郎 (初元・一)	[21歳・8年目]	判取之節表出入間違有之
(33)寛政5年春	太田勝次郎 (初元・一)	[20歳・8年目]	当春出番之節丸山ニテ参会相企、初元之身ニテ甚相済不申(勝次郎、帳合紛敷……引負)
	川地孫七 (初元・一)	[21歳・9年目]	同 上
	吉川彦三郎 (初元・一)	[22歳・10年目]	同 上
	杉本權次郎 (初元・一)	[24歳・3年目]	同 上

処 分	次の規律違反	奉公期間	宿 元
五役上役 5 日 (2/14)		天明 6 ~ 寛政 8	江州高島郡新庄村 大藤兵右衛門
本番下役 5 日 (2/14)	⇒ (54)	天明 7 ~ 文化 11	[京]寺町今出川西入町 富田屋久兵衛
宵番下役 5 日 (2/14)	⇒ (53)	寛政元 ~ 寛政 8 カ	江州大津大工町 乾次郎兵衛
五役下役 5 日 (2/14)	⇒ (67)	寛政元 ~ 寛政 9	[京]東六条寺内上ノ口梅沢町 二文字屋久助
本番下役 7 日	⇒ (51)	天明 3 ~ 天保 2	[京]竹屋町堀川東入町 雁金屋重兵衛
願書等出候ニ付内分ニテ相済		安永 2 ~ 天保 2	[京]黒門榎木町上ル町 桔梗屋智光
同 上		安永 5 ~ 寛政 10	[京]堀川蛸薬師下ル町 越後屋甚兵衛後家みき
同 上		= (27)	= (27)
同 上		安永 6 ~ 天保 2	[京]下立壳油小路西入町 泉常三
同 上		= (3)	= (3)
同 上		= (28) 南善五郎	= (28) 南善五郎
同 上	⇒ (40)	= (12)	= (12)
宵番下役 7 日、五月節句前迄禁足	⇒ (49)	= (33) 川地孫七	= (33) 川地孫七
本番下役 3 日	⇒ (42)	天明 7 ~ 寛政 11	[京]室町夷川上ル町 伊勢屋仁兵衛
本番下役 7 日 (9/28)	⇒ (46)	= (19) 高坂安五郎	= (19) 高坂安五郎
蛭子講出番 1 日指留、禁足 (→11/3用捨)		= (12)	= (12)
宵番上役 5 日		安永 8 ~ 寛政 6	江州大津寺町 万屋喜兵衛
宿元預 (4/21→6/9再勤、順席改)	⇒ (64)	= (38) 山本孫三郎	= (38) 山本孫三郎
本番中役 (8/3→8/7用捨)	⇒ (50)	天明 4 ~ 寛政 10	[京]堺町四条上ル町 住吉屋徳兵衛後家みよ
宿元預 (9/22→11/8再勤)	⇒ (53)	天明 8 ~ 寛政 12	[京]東洞院錦小路上ル町 井筒屋五兵衛
遠慮 (9/21→9/27用捨)		= (4) 楠田喜助	= (4) 楠田喜助
本番下役 (9/晦→10/6用捨)	⇒ (47)	= (19) 高坂安五郎	= (19) 高坂安五郎
宿元へ預 (閏11/9→7月首尾能暇)		= (19) 高坂安五郎	= (19) 高坂安五郎

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第1表 (つづき)

年・季	名前(職階・役付)	年齢・奉公年数	行為内容(抜粋)
(34)寛政 5年 春	大 藤 兵三郎 (初元・一) 長谷川 久四郎 (初元・一) 乾 儀三郎 (初元・一) 上 原 久五郎 (初元・一)	[20歳・ 8年目] [20歳・ 7年目] [17歳・ 5年目] [17歳・ 5年目]	算盤場所甚不心得之儀在之、尤子供頭ヲ打込候様成儀甚以不濟儀ニ付 同 上 同 上 同 上
(35)寛政 5年 春	中 林 佐 助 (平・一)	[24歳・11年目]	是迄悪酒度々不行跡有之……当三月節句又候致大酒、途中ニて店柄不外聞之事共有之
(36)寛政 5年 春	山 田 茂 助 (役頭・一) 北 川 甚兵衛 (役頭・一) 松 野 竹次郎 (役頭・一) 泉 新九郎 (上座・一) 高 田 藤 七 (上座・一) 南 善五郎 (上座・一) 土 方 伊 助 (上座・一)	[34歳・22年目] [31歳・19年目] [32歳・21年目] [30歳・18年目] [29歳・17年目] [28歳・16年目] [27歳・16年目]	当三月節句出番之節丸山ニて参会相企 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上 同 上
(37)寛政 5年 春	川 地 孫 七 (三年目・一)	[21歳・ 9年目]	当四月出番之節道筋甚不行作之儀有之、勿論帰店之砌ニて大酒ニ有之道筋ニテ羽折紙入等紛失
(38)寛政 5年 春	山 本 孫三郎 (三年目・一)	[19歳・ 7年目]	当四月出番之節平之者同道ニテ四条芝居参、尤桟敷ニテ高直ニ相上り不濟儀
(39)寛政 5年 秋	高 坂 安五郎 (平・一)	[21歳・ 9年目]	役所用向ニ罷出、夫より遊所立入罷帰不申……漸夜九ツ時ニ罷帰
(40)寛政 5年 秋	土 方 伊 助 (上座・一)	[27歳・16年目]	役所用向ニ罷出、夫より芝居ヘ立入
(41)寛政 5年 秋	小 綱 伝四郎 (平頭・一)	[28歳・17年目]	朝参り相顕聞届遣候処、帰店延引、尤正九ツ時ニ罷帰
(42)寛政 6年 秋	山 本 常 七 (新平・染屋方通帳庭)	[20歳・ 8年目]	店仕舞候て後無断罷出不届至極……染屋過上入銀不足有之
(43)寛政 6年 秋	伊 藤 徳三郎 (平・絹方)	[23歳・11年目]	七月十六日出番之節遊女同道ニテ川原罷出候儀別宅中より察度申出不届之至
(44)寛政 6年 秋	福 岡 清 七 (初元二年目・一)	[20歳・ 7年目]	役所勤方悪敗其上身持不宜、則相糺候処當春季小遣方帳合紛敷儀有之
(45)寛政 6年 秋	蓑 田 喜 助 (平・礼組)	[25歳・13年目]	神事之節不行跡ニ有之……又候夜分表通りニテ甚不行跡有之手ニ合不申、仍其夜細引ニテくくり
(46)寛政 6年 秋	高 坂 安五郎 (平・木面方)	[22歳・10年目]	役所勤方甚自他落……當春已來江戸表より度々荷物過不足之間逸并注文下し方延引之儀通達有之
(47)寛政 6年 秋	高 坂 安五郎 (平・木面方)	[22歳・10年目]	唐物方帳合紛敷儀相見得則相糺候処、余程引負有之……新家ヘ立入甚筋合不宜不届之至

処 分	次の規律違反	奉公期間	宿 元
永之禁足（8／26→11／8用捨）	⇒(62)	天明3～寛政8	伊賀上野赤坂町 伏見屋又五郎 =(18) 吉川次助
本番中役（12／10→12／13用捨）	⇒(55)	= (18) 吉川次助	= (18) 吉川次助
宵番中役（12／10→12／13用捨）		= (33) 川地孫七	= (33) 川地孫七
宵番（12／21→12／27用捨）	⇒(66)	= (43)	= (43)
本番中役（12／21→12／27用捨）	⇒(60)	天明7～寛政11	[京]蛸薬師鳥丸東入町 平野屋十兵衛
宿元へ預（3／21→5／2出勤）	⇒(91)	= (35)	= (35)
本番下役	⇒(68)	天明7～文化5	[京]猪熊大宮上ル町 近江屋久兵衛
本番下役替り々々3日宛	⇒(65)	= (34) 乾儀三郎	= (34) 乾儀三郎
同 上	⇒(68)	= (44)	= (44)
同 上		寛政元～文化13	城州綴喜郡内里村 長村甚兵衛
本番中役（6／19→22）	⇒(59)	= (34) 長谷川 久四郎	= (34) 長谷川久四郎
宵番上役（6／19→22）	⇒(68)	= (18) 吉川次助	= (18) 吉川次郎
本番下役（4／15→20）		寛政2～文化2	[京]下立壳新町西入町 越後屋文右衛門
本番下役	⇒(67)	寛政元～寛政8	濃州安八郡豊嶺村新田 松岡弥藤治
五役上役	⇒(77)	寛政2～文化4	越前敦賀東浜町 茶屋善兵衛
宿元へ遣（9／21→12／28再勤、順席改ル）	⇒(81)	寛政3～寛政9	[京]千本下長者町上ル町 近江屋宇兵衛
本番中役3日	⇒(63)	= (34) 長谷川 久四郎	= (34) 長谷川久四郎
宿元遣（10／12→12／5再勤、順席改ル）	⇒(90)	= (50) 中井弥五郎	= (50) 中井弥五郎
宿元へ遣（1／17→1／20再勤）	⇒(91)	天明4～享和2	[京]室町御池上ル町 鍵屋惣兵衛後家みつ
宿元へ遣（1／21）		= (48)	= (48)

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第1表 (つづき)

年・季	名前(職階・役付)	年齢・奉公年数	行為内容(抜粋)
(48)寛政 6年 秋	岡 文 助 (平・説方)	[24歳・12年目]	全身体持不宜……平日着用衣類袴も目立候様成儀有之……少々引負等も有之
(49)寛政 6年 秋	吉 川 彦三郎 (平・一) 川 地 孫 七 (平・一)	[23歳・11年目] [22歳・10年目]	朝参りいたし帰店星時ニ相成不届之至 同 上
(50)寛政 6年 秋	伊 藤 徳三郎 (平・一) 中 井 弥五郎 (平・一)	[23歳・11年目] [20歳・8年目]	極月朝参之節帰店延引 同 上
(51)寛政 7年 春	中 林 佐 助 (平・一)	[26歳・13年目]	子供請判……今一軒の方へ參り候刻、酒給過候哉接拶柄甚不足過言ケ敷儀、其上証文杯ヲ破先方ニも甚当惑被致候由……少々引負等も有之
(52)寛政 7年 春	奥 村 介三郎 (新平・屋舗方)	[22歳・9年目]	大坂御徳意様方へ參候節帰兎角及延引……役所帳合代物紛散……少々引負も出来
(53)寛政 7年 春	乾 儀三郎 (三年目・一) 福 岡 清 七 (三年目・一) 長 村 甚 七 (三年目・一)	[19歳・7年目] [21歳・8年目] [19歳・7年目]	涼出番之節夜四つ前時ニ帰店いたし、分限不相応之儀ニ付 同 上 同 上
(54)寛政 7年 春	長谷川 久四郎 (平・一)	[22歳・9年目]	涼出番之節帰店延引いたし、全体折々帰店延引之儀有之……又候右之仕方不心得之至
(55)寛政 7年 春	吉 川 彦三郎 (平・一)	[24歳・12年目]	涼出番之節帰店延引……又候十四日出番之節帰店延引相成重々不埒之至
(56)寛政 7年 春	浅 井 文三郎 (新二年目・一)	[18歳・6年目]	子供へ心安クいたし切杯ヲ遺候事も有之
(57)寛政 7年 秋	松 岡 幸次郎 (新三年目・一) 芝 田 定 七 (古三年目・一)	[19歳・7年目] [18歳・6年目]	全身体持不宜ニ付相糺させ候処、二条新地広島やへまいり、其上引負も少々有之
(58)寛政 7年 秋	上 野 武 助 (古初・一)	[18歳・5年目]	前々認兩人者共ニ同断……男二階へ參り下男一所ニ相成勝負致し彼是男共と心安ク
(59)寛政 7年 秋	長谷川 久四郎 (平・一)	[22歳・9年目]	北野代參帰店延引
* 寛政 7年 秋	平分之者彼は申合之筋相聞得、依て上座中打掛け被致世話、先ハ穩便ニ相済何れも気腹致候所、惣二郎老人不心得ニ付上座中より被申出、又筆頭より文助不了簡之旨申出候へ共追て沙汰ニ及び可申稽ニテ先は其儘延引ニ致置候		
(60)寛政 7年 秋	中 井 弥五郎 (新平・一)	[21歳・9年目]	不法之衣類相持……相顯候様子見請其儘無断罷出帰店不申不届之至……引負等も有之
** 寛政 8年 春	当正月御一件筋ニ付岡本等も無之諸事相慎候処、平分之内彼は夜分中之通りを明させ置無断罷出甚不届之至		
(61)寛政 8年 春	原 田 惣次郎 (平・礼組)	[25歳・13年目]	冬分ニも相認候通不心得成儀有之、掛合中格別内端ニも相心得可申候処其儀無之
(62)寛政 8年 春	岡 文 助 (平・礼組)	[26歳・14年目]	前文ニ相認候通り身持不宜、其上頭立居ニテ右之仕合難相済

処 分	次の規律違反	奉公期間	宿 元
宿元へ遣 (1/17→4/20再勤)		=(34)長谷川久四郎	=(34)長谷川久四郎
宿元へ遣 (1/17→6/10再勤)	⇒(74)	=(38)山本孫三郎	=(38)山本孫三郎
宿元へ遣 (1/17)		=(34)乾儀三郎	=(34)乾儀三郎
宵番過怠 (1/17→1/22用捨)		=(43)	=(43)
五役上役 7日	⇒(75)	=(34)上原久五郎	=(34)上原久五郎
宵番下役 7日	⇒(71)	=(57)松岡幸次郎	=(57)松岡幸次郎
一札銘々指出し候ニ付用捨致し遣候	⇒(73)	=(18)吉川次助	=(18)吉川次助
同 上		天明6～文化11 江州大津伊勢屋町 船屋新兵衛	
同 上	⇒(98)	=(52)	=(52)
同 上		寛政元～文政11 濃州安八郡附寄村 山川伝右衛門	
同 上	⇒(72)	=(44)	=(44)
宿元へ遣 (5/13)	⇒(81)	=(31)辻川七次郎	=(31)辻川七次郎
宿元預 (3/16→6/8再勤)	⇒(81)	寛政4～享和2 〔京〕釜座二条下ル町 近江屋源兵衛	〔京〕釜座二条下ル町 近江屋源兵衛
五役上役5日		=(57)松岡幸次郎	=(57)松岡幸次郎
本番下役	⇒(79)	=(44)	=(44)
長之暇 (10/27)		=(18)吉川次助	=(18)吉川次助
宵番上役	⇒(91)	天明5～文化9 〔京〕西堀川出水上ル町 海老屋平兵衛	〔京〕西堀川出水上ル町 海老屋平兵衛
本番下役		寛政元～文化2 〔京〕二条東洞院東入町 百足屋小兵衛	〔京〕二条東洞院東入町 百足屋小兵衛
本番上役	⇒(78)	=(38)山本孫三郎	=(38)山本孫三郎
遠慮 (12/2)	⇒(82)	=(34)上原久五郎	=(34)上原久五郎
長之暇 (12/2)		=(33)杉本権次郎	=(33)杉本権次郎
本番下役 (12/2)	⇒(80)	寛政3～文化8 〔京〕衣棚二条上ル町 中辻仙庵	〔京〕衣棚二条上ル町 中辻仙庵

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第1表 (つづき)

年・季	名前(職階・役付)	年齢・奉公年数	行為内容(抜粋)
(63)寛政 8年 春	長谷川 久四郎 (平・一)	[23歳・10年目]	生得氣剛ニて筆頭より段々面談致候へ共相改不申、此度速も無断罷出
(64)寛政 8年 春	山本 常七 (平・一)	[22歳・10年目]	此度無断罷出遊所杯へ参り、冬分ニも申合之様成儀も有之
(65)寛政 8年 春	乾 儀三郎 (古三年目・一)	[20歳・8年目]	初元之身分として平分と一所に相なりあまつさへ出入之世話不いたし、近年病身ニて両三度も宿元へ引取之身分ニて、身持も不宜右躰悪事ニ強ク甚以不埒
(66)寛政 8年 春	伊藤 徳三郎 (平・一)	[23歳・13年目]	宵番役目当りながら宵之内ニ無断罷出不埒
(67)寛政 8年 春	上原 久次郎 (三年目・一)	[20歳・8年目]	初元之身分ニて平と一所ニ相成無断罷出、其上二条新地へ罷越
	松岡 幸次郎 ([初元]・一)	[20歳・8年目]	同 上
(68)寛政 8年 春	吉川 彦三郎 (平・一)	[25歳・13年目]	少々甲乙も有之候得共格別之儀も無之=付
	辰巳 与三郎 (平・一)	[22歳・11年目]	同 上
	奥村 助三郎 (平・一)	[23歳・10年目]	同 上
	山川 文五郎 (平・一)	[21歳・8年目]	同 上
	福岡 清七 (平・一)	[22歳・9年目]	同 上
(69)寛政 8年 春	辻川 七次郎 ([初元]・一)	[18歳・6年目]	彼は不勤之筋有之会所衆甚立腹過怠申付候処、病氣指出候て乱氣之様子ニ相見得
(70)寛政 8年 春	井上 源助 ([初元]・一)	[18歳・5年目]	不法之筋有之吟味為致候所家出致し二日斗相知申……引負も有之不届之至
(71)寛政 8年 春	松岡 幸次郎 (古三年目・一)	[20歳・8年目]	格別之引負ハ無之候へ共、代口物帳合紛敷仕方も有之、全体身持も不宜=付
(72)寛政 8年 秋	福岡 清七 (平・染方)	[22歳・9年目]	中買近江屋伊兵衛殿方手代衆へ鹿子縮綿遣し金子致工面
(73)寛政 8年 秋	吉川 彦三郎 (平・大坂方)	[25歳・13年目]	余程之引負有之、其上髪結を相頼代口物売払候甚筋合悪ク、是迄も引負有之身持も不宜
(74)寛政 8年 秋	安田 善三郎 (平・一)	[24歳・12年目]	諸社代参ニ罷出、遊所之者同道ニて二軒茶屋へ參……帰店も延引
	古沢 半七 (平・一)	[20歳・8年目]	同 上
	山本 常七 (平・一)	[22歳・10年目]	同 上
(75)寛政 8年 秋	上原 久次郎 (平・詫方)	[24歳・8年目]	判取相済候てより無断罷出候儀及露顎候付相糾候所、両人共引負有之(久次郎……引負ハ髪結を相頼代口物売払候甚筋合も悪ク、其上新家へ立入)
	杉本 権次郎 (平・書札方)	[27歳・6年目]	同 上(権次郎……平生身持不宜新家へ立入)
(76)寛政 8年 秋	中辻 忠助 ([初元]・一)	[18歳・6年目]	杉本権次郎店仕舞候てより罷出候ニ付……寝所ヘ臥具候様頗ニしたかいい心指同類とも可申族ニ有之

処 分	次の規律違反	奉公期間	宿 元
宿元へ預 (12/4)	⇒ (81)	= (57) 芝田定七	= (57) 芝田定七
筆頭衆より親父呼寄重々異見	⇒ (90)	= (38) 山本孫三郎	= (38) 山本孫三郎
筆頭衆より親元へ銀等掛合	⇒ (83)	= (44)	= (44)
長之暇 (→12月再勤、席順三組下ヶ)	⇒ (101)	= (76)	= (76)
本番下役 (閏7/3)	⇒ (84)	= (58)	= (58)
本番下役 (閏7/3)	⇒ (112)	= (57) 芝田定七	= (57) 芝田定七
厳敷面談 (閏7/3)		寛政4～寛政11 =(31) 辻川七次郎	江州犬上郡八町村寺町 青山周悦 =(31) 辻川七次郎
厳敷面談 (閏7/3)	⇒ (97)	= (70) 井上源助	= (70) 井上源助
長之暇 (8/8)		= (34) 上原久五郎	= (34) 上原久五郎
長之暇 (8/1 → 1/21再勤、席順三組下ヶ)		= (44)	= (44)
長之暇 (8/1)		= (58)	= (58)
長之暇 (8/2)		寛政4～寛政9	江州犬上郡八町村 青山孫右衛門
長之暇 (8/25→11月再勤、席順次組末座)	⇒ (104)	寛政4～享和2	[京]押小路高倉東入町 堺屋伊兵衛
長之暇 (10/11)		寛政5～寛政9	[京]西洞院出水上ル町 瓶子屋伊助
支配人中より面談にて禁足 (11月)		= (25)	= (25)
遠慮、禁足 (1/17)	⇒ (121)	寛政4～文化3	[京]衣櫻夷川上ル町 金屋惣兵衛
長之暇		= (50) 中井弥五郎	= (50) 中井弥五郎
同 上		= (38) 山本孫三郎	= (38) 山本孫三郎
禁足、組寄会用捨 (5/5)	⇒ (92)	= (35)	= (35)
同 上	⇒ (93)	= (61)	= (61)
宵番 (5/5 → 5/11用捨)	⇒ (95)	= (74) 安田善三郎	= (74) 安田善三郎

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第1表 (つづき)

年・季	名前（職階・役付）	年齢・奉公年数	行為内容（抜粋）
(77) 寛政 8年 秋	柴田 定七 (初元・染地ハ常印)	[19歳・7年目]	役所向致吟味候処不行届勤方、依之五役上役過怠申付右之証合二階へ張紙出候処、無面目覺候哉駆落いたし候ニ付
(78) 寛政 9年 春	山本 常七 (平・木綿方)	[23歳・11年目]	新家より參候書状、仲間之者見付ケ候付
(79) 寛政 9年 春	福岡 清七 ([平]・一)	[23歳・10年目]	昨年仕落有之無間候へ共、身持不宜筆頭衆より糺有之候所、引負有之
(80) 寛政 9年 春	中辻 忠助 (初元・一)	[19歳・7年目]	新ニ階來客衆之所持金子等兩度迄取立遣ひ初元之身分として遊所向へ立入甚不埒之至
(81) 寛政 9年 秋	上野 武助 (初元三年目・一) 柴田 定七 (初元三年目・一) 青山 金六 (新三年目・一) 辻川 七次郎 (新三年目・一) 井上 源介 (新三年目・一)	[20歳・7年目] [20歳・8年目] [19歳・6年目] [19歳・7年目] [19歳・6年目]	寄会示合之節酒宴催、高声にて花歌淨留理等語、甚不行作ニ有之寄会趣意無之 同 上
(82) 寛政 9年 秋	上原 久次郎 (平・一)	[25歳・9年目]	役所代口物ヲ自身了簡ニて借請下男又助と申者へ売遣シ其外職先へ取次物致遣シ……新家へ立入不埒之至……勿論引負等も有之
(83) 寛政 9年 秋	福岡 清七 (平・一)	[23歳・10年目]	出番之節差出候へハ不法之新家へ立入、又候引負出来重々不埒之至
(84) 寛政 9年 秋	上野 武助 (初元三年目・一)	[20歳・7年目]	所々ニ借銀いたし又店表ニハ職方となれ合役柄不相応成引負在之、其上平分之者と一緒に新家へ立入甚不埒之至
(85) 寛政 9年 秋	青山 常三郎 (古初・一)	[18歳・6年目]	角前髪同道ニテ無断罷出四日斗相知不申、段々吟味致させ候處、大坂へ下り居候ニ付……甚不届
(86) 寛政 9年 秋	広瀬 万助 (新初・一)	[17歳・6年目]	無断罷出候ニ呼寄相糺候処、生得不算ニテ壳体逆も不入りニテ役所も難勤様子ニ有之……所全相勲り不申旨本人より之申候ニ付
(87) 寛政 9年 秋	小西 孫助 (新初・一)	[17歳・5年目]	新ニ階來客并支配人中所持金子等度々取之遣ひ甚不埒之至
(88) 寛政 9年 秋	伊藤 嘉介 (上座・一)	[29歳・18年目]	宿元銀子入用之儀有之、役所代口物中借り致宿元へ遣シ物ニ入、又ハ売払い余程銀ニ在之
(89) 寛政 10年 春	長谷川 惣七 (初元二年目・一)	[19歳・7年目]	御印離形自他落ニいたし
(90) 寛政 10年 春	中井 弥五郎 (平・一)	[24歳・12年目]	又候仕落在之筆頭より糺合之内致家出、廿日斗も行方不相知……帳合等紛敷引負在之
	山本 常七 (平・一)	[24歳・12年目]	同 上
(91) 寛政 10年 春	中林 佐助 (筆頭・一) 原田 惣次郎 (筆頭・一) 安田 善三郎 (相談役・一)	[29歳・16年目] [27歳・15年目] [26歳・14年目]	出番帰店延引いたし 同 上

処 分	次の規律違反	奉公期間	宿 元
禁足 (11／13→12／8用捨)	⇒ (96)	=(35)	=(35)
禁足 (12／8→12／晦用捨)		=(61)	=(61)
遠慮 (→1／14用捨)	⇒ (103)	寛政 7～享和2	江州滋賀郡本野田西切 村井与市郎
同 上		寛政 9～文政5	[京]新町丸太町上ル町 近江屋伝七
禁足 (→5／10)	⇒ (98)	=(74)安田善三郎	=(74)安田善三郎
禁足 (10／11→11／16用捨)		=(35)中林佐助	=(35)中林佐助
宿元へ預 (11／25→7／8再動)	⇒ (114)	=(70)	=(70)
禁足 (12／15→12／30用捨)	⇒ (111)	=(74)安田善三郎	=(74)安田善三郎
同 上		=(52)奥村介三郎	=(52)奥村介三郎
永之暇		寛政 4～寛政12	[京]岩神仏光寺下ル町 綿屋清兵衛
遠慮、宿元へ遣 (2／12)		寛政 3～享和元	[京]大宮松原下ル二丁目 折屋六右衛門後家なお
遠慮 (2／13→2／20用捨、跡禁足)		=(76)中辻忠助	=(76)中辻忠助
遠慮 (2／17)、宿元へ遣 (2／18)		寛政 4～文化12	[京]衣棚御池上ル町 越後屋七兵衛
遠慮 (2／13→2／20用捨)		=(94)村井直七	=(94)村井直七
宵番下役 (2／14→2／21朝用捨)		=(86)	=(86)
本番下役 (2／21→2／28朝用捨)		寛政 5～文政 2	[京]西洞院四条下ル町 小幡七左衛門
宵番下役 (2／21→2／28朝用捨)		寛政 5～享和 2	[京]一条西洞院西入町 彫物屋藤八

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第1表 (つづき)

年・季	名前(職階・役付)	年齢・奉公年数	行為内容(抜粋)
(92)寛政10年 秋	中林 佐助 (平筆頭・一)	[29歳・16年目]	染屋行いたし夜半時分ニ帰店致、相糺候所過酒故ニ哉道ニまよひ候杯と申
(93)寛政10年 秋	原田 惣次郎 (平筆頭・一)	[27歳・15年目]	霜月紅店御火焼ニ参り直様帰店可致苦無其儀直様遊所へ参りハツ時分帰店……新家へ折々立入
(94)寛政11年 春	村井 友七 (初元・一)	[18歳・5年目]	大坂方土蔵二階へ代口物出ニ参り候処……丁ちん持參、出候節右挑灯其儘差置罷出候
	中原 寅之助 (角前髪・一)	[16歳・3年目]	同 上
(95)寛政11年 春	安田 善三郎 (平筆頭・一)	[27歳・15年目]	法度之取次もの彼是イハマ舟匂程いたし不届之至
*** 寛政11年 春	花見参会休足久々ニて当年被仰付……則四月廿二三四日ニ割を以差遣申候、然ニ二日目三日帰店之刻遊所へ寄不届之至ニ御座候、右之儀会処より察度申出候ニ付懸合候処……此度之事は組頭へ預置申候		
(96)寛政11年 秋	中林 五兵衛 (上座・一)	[30歳・17年目]	染屋行致夜半時分帰店いたし、相糺候處過酒故ニ及延引、尤是迄右之筋合毎々有之
(97)寛政12年 秋	井上 源助 (平・一)	[22歳・9年目]	新家立入芸者等ヲ訓染ニいたし、又職方娘杯と手紙取遣致、右等ニ付入用銀子工面方紅店平清三郎井ニ職方笛屋左兵衛方へ相頼代口物壳捌候族、尤右吟味中致家出兩日相知不申……余程銀高引負ニ相成
(98)寛政12年 秋	安田 善三郎 (筆頭・一)	[28歳・16年目]	乍承筆頭役目新家へ立入難相済
	奥村 助三郎 (筆頭・一)	[27歳・14年目]	同 上
(99)寛政12年 秋	高橋 基三郎 (平・一)	[21歳・9年目]	又候役所代口物大数持出シ何れも宿元より諸方へ壳捌候族、……当人は不申及宿元之趣意甚以難相済、尤大銀高引負ニ相成
(100)享和元年 春	鎌木 源十郎 (平・一)	[23歳・11年目]	去冬夜分無断三ヶ月も罷出新家へ立入、勿論大分之引負高出来、尤頭立友ヲ相勧メ夜分ニ出候故彼是仕落之者多ク出来重々不埒ニ付
(101)享和元年 春	中辻 和助 (平・一)	[23歳・11年目]	諸役所帳合役と馴合彼は代口物數借受……壳追候、右銀子何れも遊所へ遊び捨大分之引負出来、其上新家へ立入候
(102)享和元年 春	石川 松次郎 (平・一)	[21歳・10年目]	霜月朔日夜無断罷出遊所へ立入、尤役所代口物余程之員数中借有之、其品々諸方へ壳捌又自分着用ニもいたし其外女郎舞子杯へむざ々々と遣候族、全体此仁平生身持不宜、引負高余程有之
(103)享和元年 春	村井 直七 (三年目・一)	[20歳・7年目]	去十一月五日夜無断罷出新家へ立入、尤少々引負出来不埒ニ付
(104)享和元年 春	広瀬 万助 (平・一)	[21歳・10年目]	十一月十二日夜同廿五日夜無断罷出新家へ立入、其上少々役代口物中借有之不埒
(105)享和元年 春	小畠 万七 (平・一)	[21歳・9年目]	去霜月朔日夜同十八日夜無断罷出新家立入、尤諸役所帳合役馴合代口物中借いたし諸方へ壳捌キ彼是引負出来不埒ニ付
(106)享和元年 春	平井 久七 (平・一)	[23歳・11年目]	霜月十八日夜無断罷出遊所へ立入不届ニ付

処 分	次の規律違反	奉公期間	宿 元
遠慮（2／12）、宿元へ遣（2／16）		寛政5～享和元	[京]西洞院綾小路下ル町 剣菱屋半兵衛
本番下役（2／13→2／20朝用捨）	⇒(113)	寛政4～享和2	[京]衣棚夷川上ル町 田原屋茂兵衛
五役下役（2／21→2／28朝用捨）	= (110)	寛政8～享和元	[京]六角油小路西入町 越後屋茂右衛門
永暇申渡積にて宿元へ預		= (109)	= (109)
禁足	⇒(120)	= (74)安田善三郎	= (74)安田善三郎
本番下役（4／25→5／3用捨）	⇒(116)	= (57)芝田定七	= (57)芝田定七
宵番（4／25→5／3用捨）	⇒(115)	= (108)	= (108)
宿元へ遣		= (70)	= (70)
吟味中押込、宿元へ遣		= (108)	= (108)
宵番（8／14→8／17用捨）		= (57)芝田定七	= (57)芝田定七
慎方願書取置、禁足（閏正月）	⇒(121)	寛政8年～文化11	[京]室町錦小路下ル町 越後屋新次郎
宿元預（→新養父鱗形屋庄助より引請一札取置再勤）		寛政9～文化3	[京]六角新シ町西入町 大津屋四郎兵衛
本番（2月）		寛政5～文化7	[京]丸太町堺町西入町 吉野屋嘉兵衛
禁足同様、願書取置（12月）		= (74)安田善三郎	= (74)安田善三郎
(不明)		= (89)	= (89)
(不明)		= (117)	= (117)
(不明)		寛政6～文化12	[京]烏丸三条上ル町 越後屋常栄

- 注) 1. 手代の(職階)のうち〔 〕は推定、(役付)がわからないものは「—」を付した。  
 2. 手代の(奉公年数)は奉公を開始した年を「1年目」として数えている。  
 3. 「……」は中略を示す。また「占」は「より」、「而」は「て」、「江」は「へ」に直した。

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第1表 (つづき)

年・季	名前(職階・役付)	年齢・奉公年数	行為内容(抜粋)
(107)享和元年 春	鳥居 孫四郎 (平一)	[23歳・11年目]	病気ニ付宿元へ養生ニ差遣し置候所……新家へ立入、尤諸役所帳合役と馴合代口物品々取出し諸方へ売捌キ其外兄弟杯へむさ々々と進物ニいたし…重々不相済義ニ付
(108)享和元年 春	豊田 茂七 (平一)	[22歳・10年目]	病気ニテ宿元へ養生ニ差遣し少々快氣共相成候砌度々新家へ立入、尤諸役所之帳合役と馴合代口物取出し諸方へ売捌キ 彼は引負高出来不埒ニ付
(109)享和元年 春	中川 幸七 (初元一)	[18歳・6年目]	去二月十五日家出いたし翌日立戻り、相糺候所差て仕細無之只奉公勤り兼候趣ニ付
(110)享和元年 春	中川 幸七 (初元一)	[18歳・6年目]	三月十六日又々家出いたし一両日いたして立戻り、様子相糺候所前同様之意ニ有之
(111)享和元年 春	安田 善三郎 (上座一)	[29歳・17年目]	去冬新家へ立入候砌歛敷及面談ニ置候へ共相改不申……心得不宜候ニ付
(112)享和元年 春	柴田 善四郎 (平一)	[23歳・11年目]	新家へ立入、尤役所代口物彼は中借有之、其外茂七と馴合之筋も有之不埒ニ付
(113)享和元年 春	豊田 茂七 (平一)	[22歳・10年目]	善四郎へ内証ニテ代口物貸追候、尤当二月仕落有之間もなく右之仕儀難相済
(114)享和元年 秋	井上 源助 (〔平〕一)	[23歳・10年目]	去七月段々依頼再勤……霜月頃源十郎勤ニ乘心得進之筋も有之……春已来兔角心得不足其中又々遊嬉女杯と心易いたし候趣、就夫引負等彼は出来
(115)享和元年 秋	豊田 茂七 (〔平〕一) 唐物方帳合役)	[22歳・10年目]	印判自分ニ逃柵右判ヲ以仕入帳相直……色々縮面数百疋余りも持出し売捌、凡シノ余り外ニマシ両余り遣ひ残所持在之、誠重々不届之至
(116)享和2年 秋	柴田 善四郎 (〔平力〕一)	[24歳・12年目]	新家大のふ方へ両度斗入込候由
(117)享和3年 春	吉崎 弁次郎 (平筆頭一)	[30歳・8年目]	前年大坂方帳合自他落ニいたし大数不足も出来…内々ニテ取替相片付候儀……又候不行作之勤柄有之
(118)文化元年 春	山本 嘉七 (新平一)	[20歳・8年目]	羽二重拾疋西陣方帳合役へ相頼宿元へ差遣し候儀有之、尤親父ト申者心得違いたし居候ニ付馴合之筋ニ当り甚以筋合不宜
(119)文化元年 春	前田 藤次郎 (相談役一)	[24歳・12年目]	嘉七へ羽二重拾疋取次遣候……帳合やく相勤右体之儀有之候ては相済かたく
(120)文化元年 秋	安田 久右衛門 (役頭一)	[32歳・20年目]	下地より折々新家へ立入被申候ニ付敵敷申渡置候所、今以相改不申
(121)文化2年 春	長谷川 憲七 (上座役一)	[26歳・14年目]	中休被仰付候所、大坂店迄罷出……日限廿日の夕夜船ニ登り被申候苦、振舞庭所ニテ延引ニ相成候ニ付翌昼船ニ上京被致候所、何之通達も無之不届之至
	吉崎 弁次郎 (上座役一)	[32歳・10年目]	同 上
	小林 百次郎 (平筆頭一)	[27歳・12年目]	同 上

出所) 「批言報」(三井文庫所蔵史料 別10)。

ただし手代の(年齢)、(奉公年数)、(奉公期間)、(宿元)は「奉公人抱帳 四番」(三井文庫所蔵史料 本1443)による。

第2表 「批言帳」の年次別記載件数

年	件 数	被処分人数
天明 6年 (1786)	4件	( 8人)
天明 7年 (1787)	9件	( 9人)
天明 8年 (1788)	0件	( 0人)
寛政 元年 (1789)	1件	( 1人)
寛政 2年 (1790)	6件	( 9人)
寛政 3年 (1791)	6件	( 7人)
寛政 4年 (1792)	5件	( 7人)
寛政 5年 (1793)	10件	(22人)
寛政 6年 (1794)	9件	(11人)
寛政 7年 (1795)	11件	(13人)
寛政 8年 (1796)	17件	(25人)
寛政 9年 (1797)	11件	(15人)
寛政 10年 (1798)	5件	( 8人)
寛政 11年 (1799)	3件	( 5人)
寛政 12年 (1800)	3件	( 4人)
享和元年 (1801)	16件	(16人)
享和 2年 (1802)	1件	( 1人)
享和 3年 (1803)	1件	( 1人)
文化元年 (1804)	3件	( 3人)
文化 2年 (1805)	1件	( 1人)
合 計	121件	(167人)

出所) 「批言帳」(三井文庫所蔵史料 別10)。

うの子供はいざれも単独で登場するのではなく、手代の規律違反に随伴してあらわれることに着目したい。

このように、「批言帳」が記載対象とする奉公人は、原則として、店表の手代であり、職階でみれば、初元から役頭までの者たちであるということになる。

これらが京本店の手代組織のなかでどのレベルに位置づくかを確認するために、京本店の最高位の元々以下の手代構成を示したのが第5表であり、初元から役頭までを太字で示した。かれらはみな「住み込み」であるが、初元から筆頭までは「平手代」であるのに対し、役頭・上座は「名目役」の末端に位置づく者たちである。

先に第3表に、天明六年（一七八六）から文化二年（一八〇五）までの京本店の住み込み奉公人數を示したが、このうち「手代」部分から支配・組頭の人数（八〇人<sup>(3)</sup>）を引いた数が、ほぼ「批言帳」の記載対象者部分に等しい。大体のところ四〇人から六〇人程度で推移すると言えよう。

規律違反者の比率 「批言帳」の記載対象が右のようであるとして、初元以上、役頭以下の手代全体の中で「批言帳」

## 越後屋京本店手代の規律違反と処分

第3表 京本店の奉公人数（天明6年～文化2年）

年季	惣人数 人	手代	子供	裁師	下男
		人	人	人	人
天明6年 春	144	73	49	2	20
(1786) 秋	145	—	—	—	—
天明7年 春	133	68	43	2	20
(1787) 秋	134	—	—	—	—
天明8年 春	128	—	—	—	—
(1788) 秋	122	—	—	—	—
寛政元年 春	116	64	37	1	20
(1789) 秋	121	64	34	1	22
寛政2年 春	121	61	36	1	23
(1790) 秋	119	55	39	1	24
寛政3年 春	116	53	40	1	22
(1791) 秋	118	56	39	1	22
寛政4年 春	120	52	45	1	22
(1792) 秋	118	54	39	2	23
寛政5年 春	132	63	45	1	23
(1793) 秋	131	64	45	1	21
寛政6年 春	129	64	43	1	21
(1794) 秋	129	63	43	1	22
寛政7年 春	129	63	44	1	21
(1795) 秋	132	65	44	1	22
寛政8年 春	134	63	47	2	22
(1796) 秋	132	63	42	2	25
寛政9年 春	136	65	48	2	21
(1797) 秋	131	65	40	2	24
寛政10年 春	132	62	48	1	21
(1798) 秋	135	65	46	2	22
寛政11年 春	131	66	42	2	21
(1799) 秋	134	66	44	2	22
寛政12年 春	135	68	44	2	21
(1800) 秋	134	70	40	2	22
享和元年 春	134	72	39	2	21
(1801) 秋	135	71	40	2	22
享和2年 春	131	73	34	2	22
(1802) 秋	133	71	38	2	22
享和3年 春	133	69	41	2	21
(1803) 秋	136	71	41	2	22
文化元年 春	128	64	40	2	22
(1804) 秋	126	64	38	2	22
文化2年 春	126	62	40	2	22
(1805) 秋	130	64	40	2	24

出所) 西坂「越後屋(本店一巻)店々奉公人数」(『三井文庫論叢』第23号)、第1表より抜粋。

第5表 京本店の手代構成

		職階
宿 名 持 目	役	元メ
		加判名代
		元方掛名代
		勘定名代
		名代
		後見通勤支配
住 み 込 み	役	支組役上
		支頭
		組頭
		役頭
		上座
		筆相談平
平	役	三年
		二年
		年初
		目
		目
		元

批言帳記載対象者

までの期間についてみれば、規律違反によって「批言帳」に記載される手代の比率は、在籍した手代全体の約四〇パーセントとなる。つまり手代のうち五人に二人が規律違反者として「批言帳」に名を残している計算になる。

(1) 現在、三井文庫には「批言帳」

第4表 「批言帳」記載者の職階別人数

	職階	人數
名目役 手代	役頭	4人
	上座	16人
	筆相談平	11人
	三二初	5人
	三年目	76人
	二年目	53人
平手代	初元	
	子供	2人
合計		167人

出所)「批言帳」(三井文庫所蔵史料 別10)。

- 注 1.「半筆頭」「平頭」と記されたものは〈筆頭〉に数えた。  
 2.「新平」と記されたものは〈平〉に数えた。  
 3.〈初元〉の中に三年目、二年目が含まれているケースもあるので、〈三年目〉〈二年目〉〈初元〉は一括して人数を出した。ちなみに「初元三年目」「初元三」「新三年目」「古三年目」と記されたものは〈三年目〉に、「初元二年目」「新二年目」と記されたものは〈二年目〉に、「新初」「古初元」「古初」と記されたものは〈初元〉に数えられる。  
 4.「角前髪」は〈子供〉に数えた。

に記載されるような規律違反を引き起す者の比率はどのくらいであろうか。

天明六年(一七八六)から文化二年

(一七八六)までに、初元以上役頭以下の位置にいた手代の総人數は一九三人と推計される。一方、「批言帳」記載者は一六七人であるが、重複するものを除いた実人數は八〇人で、子供を除けば七九人となる。したがつて、天明六年(一七八六)から文化二年(一八〇五)

は一冊しか伝存しないが、享保七年（一七二二）「家内式目」（三井文庫所蔵史料 総一九六二）、享保一八年（一七三三）「家法式」（三井文庫所蔵史料 総一五八）に、手代の「不宜儀」、「不都合成仕業」を記録すべきものとして「非言帳」という帳簿が挙げられている（第三節で後述）。この「非言帳」を本稿の素材である「批言帳」に先立つ同じ性格の記録と考えることができるのではないか。

（2）「批言帳」は表紙を除けば一〇八丁であり、そのうち冒頭より七九丁が手代の規律違反に関する記事である。本稿ではこの部分を検討対象とした。その後には、白紙が三六丁あり、末尾三丁に宿元養生に関する記事がある。

（3）西坂靖「越後屋（本店一巻）店々奉公人数」（『三井文庫論叢』二三号、一九八九年）第一二表「京本店の名目役手代数」による推定。

（4）天明六年（一七八六）から文化二年（一八〇五）までの間に、初元以上役頭以下の位置にいた手代の総人数（A）は、

天明六年春季の初元以上役頭以下の手代数（B）に、天明六年秋季以降、文化二年末までに新たに手代（初元）になつた者の数（C）を加えたものになる。（B）は第3表の天明六年春季の手代数七三から支配役の人数三（「支配役承記」、三井文庫所蔵史料 総一六五）、組頭の人数五（「組頭役承記」、三井文庫所蔵史料 総一六六）を除いた数、すなわち六五人になる。また（C）は京本店の「元服印形帳」（三井文庫所蔵史料 総一六四）から一二八人とわかる。したがつて（A）は一九三人と推計できる。

（5）第1表には（3）辻川七次郎と（4）中原寅之助の二人の子供が登場するが、このうち（3）辻川七次郎は、（69・81）に初元として登場しているので手代の人数のうちに数えた。よつて八〇人のうち子供は（4）中原寅之助一人である。

## 二 手代の規律違反の内容

次に手代の規律違反の内容の検討に移りたい。規律違反の内容ごとに分類を試みたのが、第6表である（一つの事件に複数の規律違反が含まれている場合には、重複して数えたので、件数合計は、「批言帳」記載の件数一一一件を上回

る)。以下これによつて検討を進める。

①引負 第6表によれば、規律違反のうち最も多いのが「引負」である。引負はとは使い込みのこと<sup>(1)</sup>で、「批言帳」でもこの意味で用いられていると考えられる。第6表では直接「引負」という二文字が表れなくとも商品の横流しなど結果的に引負を発生させる不正行為も含めて引負として数えた。四八件という数は、「批言帳」記載件数一二一件の四割に達する。もつとも他の規律違反との複合のケースが多く、引負のみでは二三件になる。

引負が具体的にどのようにして発生するか事情が記されない事例も多いのだが、記載されている場合について見れば、商品の横流しによるものが大部分であると言える。具体的な事例を挙げてみよう。(以下引用史料は断りのないかぎり「批言帳」による。)「」内の番号・年季は第1表と照応する。<sup>(2)</sup>)

[101] 享和元年春]

一 二月十三日申付ル、同廿日朝用捨

跡禁足申渡ス

平  
中  
辻  
和  
助

右之仁謗方帳合之節余程之代口物中借有之、其外諸役所帳合役と馴合、彼是代口物數借受、病氣ニ付引居候孫四郎へ相頼売捌貰イ、又下男杯江売遣し、右銀子何れも遊所へ遣ひ捨、大分之引負出来、其上新家へ立入候、尤先立而も仕落有之、宿元へ預ケ置候處、又候右体之仕儀重々不埒ニ付、宿元へ駆合之上遠慮申付候事

ここでの引負は、「平」(平手代の中の「平」か)の中辻和助が、謗方その他の部署から品物を借り受け、それを病氣のため親元に帰っていた手代を頼んで売り捌いて貰つたり、また下男などへ売つたりしたことにより発生している。その金は遊所での遊興に遣われ、ここではさらに「新家」立ち入り(③項に後述)についても規律違反として咎められていく。

る。処分として申し渡されたのは、二月一三日から一〇日までの「遠慮」と、そのあとの「禁足」である。

右の事例では、引負がどのように済ませたのかについては記載がないが、原則としては奉公人請状に「此者引負又は取逃欠落仕候ハ、其品之代金算用仕私共立会急度勘定仕立相済可申事」とあるように親・請人が弁済することになる。<sup>(3)</sup> それでは親・請人が弁済できないときはどうするか。「批言帳」に記載された事例で見れば、規律違反で処分を受けた手代が、引き続き勤務することを認められた場合には「年々之小遣ノ内ニ而差引」され〔第1表—(6)〕、「暇」を申し渡された（＝解雇）場合には「御合力銀を以、引負相済」〔同〕ことになるようである。規律違反によつて処分を受けても、形式の上では「年々ノ小遣」や「御合力銀」（退職時の支給金）が貰えることになっているのは注目される。

引負が露頭する契機としては、各部署での帳簿の検査時に発覚する他には、別の規律違反をおかした時に調査がなされ、それによつて引負が顕われるという場合が多い。例えば、第6表の享和元年（一八〇一）の部分を見ると、④無断外出、③「新家」立ち入りと引負がセットになつてゐる事例が多いのだが、これらは、無断外出、「新家」立ち入りがあきらかになつたあとでの調査で引負が発覚したものである。

引負は、各種の規律違反の中でも最も重大な店への背信行為と考えられるのだが、引負がらみで「暇」＝解雇になるのは引負が露頭した全件数四八件（五八人）中、九件（一〇人）であり、解雇になる場合の存外少ないことが注目される（この点は次節で再述）。

②帰店延引 帰店延引とは、店用等で外出した際に、帰店が遅れることである。これには寄り道も含めた。第6表によれば、帰店延引は一二件起きており、三二人が処分を受けている。具体的な事例をあげてみよう。

寛政 7	寛政 8	寛政 9	寛政10	寛政11	寛政12	享和元	享和2	享和3	文化元	文化2
(51)(52) (57)(60)	(70)(71) (72)(73)	(79)(82) (83)(84) (75)	(90) (88)	(95)	(97)(99)	(100)(101) (102)(103) (105)(107) (108)(112) (113)(114) (115)			(118) (119)	
(52)(53) (54)(55) (59)	(74)		(91)(92) (93)	(96)						(121)
(58)	(75)	(78)(82) (83)(84)	(93)		(97)(98)	(101)(103) (104)(105) (107)(108) (111)(112)	(116)		(120)	
	(63)(64) (66)(67) (75)(76)	(86)				(100)(102) (103)(104) (105)(106)				
(60)	(70)(77)	(85)	(90)		(97)	(109)(110)				
	(69)		(89)					(117)		
(56)(58)(65)(67)	(66)(68)	(84)								
(51)			(92)	(96)						
(57)	(67)	(80)								
(60)			(81)							
		(80)(87)								
				(94)						
(58)*	** (61) (62)(68)			***						

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第6表 規律違反の内容分類

種類	合計件数	天明6	天明7	天明8	寛政元	寛政2	寛政3	寛政4	寛政5	寛政6
① 引負	48件	(4)	(6)(7) (8)(9) (10)(11) (12)(13)			(15)	(21)(25)		(33)	(42)(44) (47)(48)
② 帰店延引	22件					(20)	(22) (27)(28) (29)(30)	(39)(40) (41)	(49)(50)	
③ 「新家」立入	20件									(47)
④ 無断外出	17件	(1)				(17)	(24)			(42)
⑤ 家出	13件				(14)	(16)(18) (19)	(25)			
⑥ 業務怠慢	9件	(2)(3)				(16)			(32) (44)(46)	
⑦ 他の職階の者との馴れ合い	8件						(22)(23)		(38)	
⑧ 大酒・過酒による不始末	6件					(20)			(35)(37)	
⑨ 初元の遊所立ち入り	4件	(4)								
⑩ 不法の衣類	4件					(18)	(23)			(48)
⑪ 宴会	3件								(33)(36)	
⑫ 盗み	2件									
⑬ 火の元の不始末	2件							(31)		
⑭ 喧嘩口論	2件						(26)		(34)	
⑮ その他	11件		(5)						(38) (43)(45)	

出所)「批言帳」(三井文庫所蔵史料 別10)。

注) 一つの事件に複数の規律違反が含まれる場合は重複して数えているので、合計件数は、「批言帳」記載の件数121件を上回る。複数の項目に分類した件については、番号に下線を付した。

一 六月十九日も、同 廿二日迄

平 長谷川 久四郎

右之者涼出番之節帰店延引いたし、全体折々帰店延引之儀有之、面談致置候処、又候右之次第不心得之至候、仍而本番中役過怠申付候

ここでは、長谷川久四郎が、「涼出番」の際に帰店が遅れたこと、またこれまでもたびたび帰店が遅れ注意をうけていることから、六月一九日から二二日まで本番中役（本番については次節参照）を罰として申し付けられている。涼出番とは、京本店の出番のひとつで、六月の祇園祭の夜に見物に出かけるものである。出番とは、店の年中行事に位置づいた休暇で、涼出番の外に、節句、花見、顔見世等があり、手代たちの娯楽の主要なものであつた。<sup>(4)</sup>

外出の事由について見れば、一二件のうち、店用（代参含む）が最も多く九件「第1表—(2)、(39)、(40)、(52)、(59)、(74)、(92)、(93)、(96)」、次いで出番五件「(30)、(53)、(54)、(55)、(91)」、朝参り三件「(41)、(49)、(50)」、中休み二件「(28)、(121)」、その他三件「(20)、(27)、(29)」となっている。

帰店が遅れた具体的な理由について記された事例は多くないが、六条地筑見物「(22)」、遊所立ち入り「(89)」、芝居立ち入り「(40)」などがみられる。

店用にせよ、他の用にせよ、規律化された住み込み生活を送っていた手代たちにとって、外出は羽根を延ばす絶好の機会であり、どうしても帰店がおくれがちとなつたものと推測される。

③「新家」立ち入り 第6表では、「新家」立ち入りを理由とする処分が二〇件（二二人）見られる。記載事例をあげれば左の通り。

〔III〕 享和元年春

一

上座  
安田 善三郎

右之仁去冬新家へ立入候砌、嚴敷及面談ニ置候へ共、相改不申、役柄と申、猶更心得不宜ニ付支配人中より禁足申付有之候事  
ここでは、安田善三郎が、去冬「新家」立ち入りについて厳しく注意をうけたのにもかかわらず、改まらないという  
ことで支配人中から禁足を申し付けられている。

また他の事例でも「不法之新家へ立入」「第1表—(8)」という言い方がされており、「新家」への立ち入りが「不法」とされたことは明らかである。それでは「新家」とはなにかが問題になるが、「批言帳」にはこれについて具体的な言及はない。「批言帳」での記載事例を見る限り、「新家」立ち入りは遊所立ち入りと同様な意味で使われているように推測される。<sup>(5)</sup>一方、京本店の場合、初元を除く手代は、遊所への立ち入りは認められていたようである。とすれば「新家」については、遊所のうち立ち入りが禁止されるような場所と考えられる。ここではとりあえず「新家」とは非公認の遊所を指すものと考えておく。

「新家」立ち入りは、④無断外出、①引負と複合する場合が多い。これは無断外出して「新家」に立ち入り、出費が嵩むので引負をおこすという仕組みであると考えられる。

④無断外出 第6表をみれば、無断外出は一七件ある。<sup>(6)</sup>これには無断外泊「第1表—(1)」、および外出帮助「[76]」も含めた。記載事例を一つあげれば左の通り。

〔II〕 寛政二年春

右之者度々無断夜分罷出候儀及露顕閉門為致候、拵亦近所女ノ掛り合ヶ間敷儀有之、旁以為令懲四月十四日ニ宿元ヘ預ケ申候

ここでは、伊藤安次郎がたびたび無断で夜分外出するので閉門にしたこと、さらに「近所女ノ掛り合」のようなことがあつたので、懲らしめのため宿元預けにしたことが記されている。

この事例のように無断外出は夜分に行なわれることが多い。外出先が記されている事例について着目すれば、「遊所」「第1表一(64)、(102)、(106)」、「新家」「(100)、(103)、(104)、(105)」、「二条新地」「(67)」など遊所の類が目立つ。

⑤家出 第6表によれば、家出は一二三件を数える。これには家出未遂「第1表一(19)」も含めた。記載事例をあげれば左の通り。

〔14 寛政元年秋〕

一 霜月再勤申附候

染物方新平  
能瀬 弥七

右之者不行跡之儀有之、筆頭嚴敷致面談候所、其儀ニ指詰り家出致、折節和田定七伯州下向大坂表ニ而出合ひ直様大坂店ヘ引渡、本人返京致早束宿元ヘ預置申候、全体生得いより者ニ有之、且家出之儀家法ニ取重ク候上、大坂店迄相聞江、旁以難相濟永之暇決着ニ候所、親受人并ニ親類雲土韁負段々相誤被申候ニ付、以来之所急度行跡相改り候約請合ニ而無拠再勤相願遣、依之順席次之組初元三年自未座ニ申付候

事の次第は、能瀬弥七が、何かの不行跡について筆頭から厳しく注意をうけたことを苦にして家出したが、大坂で見

つかり、大坂本店を経て京本店に帰され、宿元に預けられたというもの。家出は重大な家法違反なので、「永之暇」が申し渡されるはずのところ、親・請人、親類の嘆願により再勤が認められたが、その代わりに、店内での席次が、「新平」(平手代の中の「平」の最末位)だったものを「初元三年目末座」へと一ランク引き下げられた。

家出に至る経緯としては、右に史料をあげた(14)の能瀬弥七のように、何らかの規律違反が発覚して吟味をうけている間に家出するという場合が多い〔第1表―(16)、(18)、(60)、(70)、(77)、(90)、(97)〕。このほか(109)の中川幸七のように「差而仕細無之只奉公勤り兼候趣ニ付」というように大店の生活への不適応とみられる理由による家出もある。

(14)に「家出之儀家法ニ取重ク候」とあるように、家出の場合処分は重く、(19)の未遂の事例、(109)の翌日に帰つて来た事例を除けば、暇(六人)もしくは宿元預け(七人)に処されている。

⑥業務怠慢 業務上の怠慢として九件を一括した。具体的な過失が記されているもののほか、「役所不勤」、「勤方悪敷」、「勤方自他落」などと記されたものも含めた。具体的な過失の事例をあげれば左の通り。

〔2〕天明六年春〕

一 宵番上役  
本番下役  
  
荷物方上役平  
佐々木 清治郎  
同下役初元三  
久 保 清 七

右兩人共七日ツ、ニ而用捨致遣候也

右之兩人去冬江戸表込かみ包届ケもの荷物詰合セニ而指為登可申段届添状通達有之候所、右かみ包登り不申ニ付早速通達ニおよび可申所、其儀無之、当春三月頃迄打捨置、江戸表込右之段本状追啓申參候ニ付、吟味致させ候所、有無相分かたく、依之兩人共夫々落度申付候事

「」では、荷物方の佐々木清治郎と久保清七の二人が、江戸表から送られてくるはずだった「かみ包」が不着であることを報告すべきところ、それを怠り、放つておいたことが咎められ、それぞれ処分をうけている。

⑦他の職階との馴れ合い 他の職階の者との馴れ合いとして八件を一括した。相談役と「已下之若キ者」（職階が下の者か）との馴れ合いが二件〔第1表-22、23〕、平（平手代の中の「平」と初元）と初元とが四件〔38、65、67、84〕、初元と子供とが一件〔56〕、初元と下男とが一件〔58〕、初元と職方とが一件〔84〕である。例として初元と下男との馴れ合いが咎められた事例を左にあげる。

〔58 寛政七年秋〕

一 九月廿一日宿元へ遣、極月廿一日仍願再勤申渡ス、尤順席相改ル

古初  
上野武助

右之者前々認候兩人者共ニ同断之儀有之、其上男ニ階へ参り下男一所ニ相成勝負事致し、彼是男共と心安ク此筋も間違も出  
来候ニ付、吟味之上宿許へ預申候

「前々認候兩人者共ニ同断」というのは、第1表-57の件で松岡幸二郎、柴田定七が未だ初元であるのに二条新地広島屋に立ち入ったことを指す。ここではそれに加えて、上野武助が男ニ階（下男の部屋）へ行き、一緒に博奕を打つなど、下男と心安くしていることが問題とされている。「此筋も間違も出来候ニ付」というのは、手代と下男が組んで商品を横流しするような事例を念頭においたものと言えるであろう。実際「批言帳」においても、手代の商品横流しに下男が関わっている事例を三件見い出せる〔82、101、115〕。<sup>7)</sup>

総じて業務以外の場での、職階をこえた奉公人同士の繋がりは、警戒されているように見える。商品横流しのような

間違いのもと、もしくは徒党がましきものと認識されたものと言えようか。

⑧**大酒・過酒による不始末** 大酒・過酒による不始末は六件を数える。いずれも外出時に起きており、店内での事例は見られない。<sup>(8)</sup> 一例をあげれば左の通り。

〔5〕寛政七年春〕

一 三月廿一日より、五月二日出勤

平  
中林佐助

右之者子供請判両家江参り候節、最初毫軒方は無故障印判相済候へとも、今一軒の方へ參候刻酒給過候哉、挨拶柄甚不宜過言ケ敷儀、其上証文杯ヲ破、先方ニも甚當惑被致候由、其帰り道筋不行作店柄一向相済不申事とも前代未聞無之次第、跡ニ而聞合候處言語ニ絶候事候得は、早速親類呼寄右之趣及面談勿論其節何角相糺候處、少々引負等も有之、旁大不培之至候、依之宿元へ預置申候

ここでは、中林佐助が、奉公人請状の請判を奉公人の親元に取りに出掛けた際に、二軒目の家で酒の飲み過ぎにより不穏当な応対をし、証文を破るなどした上、帰り道でも「言語ニ絶」えるほどの無作法な振る舞いをしたとして、宿元預けに処せられている。

⑨**初元の遊所立ち入り** 初元の手代が遊所に立ち入ったことを咎めているのが、四件みられる。初元は、手代のうち元服後三年以内の者で、第1表によれば年齢は一七〇一二二歳くらい（中途採用を除く）となる。先に述べたように、手代の遊所立ち入り自体は認められていたが、手代の中でも初元に限つては、遊所立ち入りが禁じられていた。<sup>(9)</sup> 例をあげば左の通り。

〔4〕天明六年春]

一 遠慮七日之上、永之禁足、引負入銀宿元<sup>5</sup>入

宿元江預ケ置、入銀掛合致置候

引負無之候得共、手引故宿元へ遣ス

遠慮七日之上、永之禁足、引負入銀宿元<sup>5</sup>入

初元 加藤 重太郎  
同 濑野 甚七  
同 八田 用七  
楠田 喜助

右之者花見休足ニ罷出、右之内八田用七書札方中半故下地より馴染之茶屋ニ而松湯之町大岩と申所江參甚不埒之至ニ御座候、就夫敵敷遂吟味候所、引負在之、筋道之道理、引負之高下ニ応シ度々参り、何れも初元慎中遊所江參甚不埒之至ニ御座候、就夫敵敷遂吟味候所、引負在之、筋道之道理、引負之高下ニ応シ右之通申渡候

ここでは、四人が花見（三月）で外出した際に、中途採用の書札方八田用七の馴染みの茶屋に入つたこと、その後も盆の頃まで度々出入していたことが発覚、さらに吟味の中で引負も明らかになり、それぞれが処分を受けている。

「元服印形帳」という元服した手代（＝初元）への申渡書には「初元三ヶ年之間は大切之庭ニ候付慎方左之通」「身持行作之儀三ヶ年内は子供並ニ申渡候間其旨相心得可申事」として、初元の間の私用他出や酒、たばこの禁止などの生活規制が規定されている。<sup>(10)</sup>遊所の立ち入りの禁止については、「元服印形帳」には明示されていないが、同じく初元三年間の生活規制の一つと言えよう。

⑩不法の衣類 規定外の衣類を拵えたり、着用したりして咎められた件が四件みられる。<sup>(11)</sup>そのうち一つを左にかかげる。

〔23〕寛政三年春]

一 二月六日申付ル、同十日用捨

相談役染物方  
藤林 甚五郎

右之者朝参之節絹裏着用、其上已下之若キもの連立候儀有之、役柄旁不埒之義候、仍之宵晩過怠申付候

ここでは、藤林甚五郎が、朝参りの節に「絹裏」（＝絹の裏地）の着物を着用したこと（および「已下之若キ者」を連れ立つたこと）が問題とされている。

⑪宴 会 手代たちの自主的な宴会が咎められた事例が三件ある。店外での宴会が二件、店内での宴会が一件である。このうち店外での二件は、手代たちが出番の際に、円山で宴会を催したもの〔第1表－(33)、(36)〕。そのひとつを左にあげる。

〔36 寛政五年〕

一

役頭	山田 茂助
北川	甚兵衛
松野	竹次郎
上座	新九郎
高田	藤七
南	善五郎
土方	伊 助

右之仁當三月節句出番之節丸山ニ而參会相企被申、尤江戸西村平五郎中休ニ而上京有之候処、右之内泉新九郎誘引被致、此節江戸大坂共追々慎方被仰渡候折柄、其上老分中へ相聞、御察度申出旁以相済不申候ニ付、其段本人へ及面談候処、後悔ニ而自身引籠被申候処、支配人中より面談有之跡禁足被仰渡候、其外同席之仁及面談候処、願書等出候ニ付内分ニ而相済候事

ここでは、三月の節句出番の際に、役頭三人と上座四人が、江戸から中休みで上京中の西村平五郎とともに、円山で

宴会を企てた（おそらく実行されたものであろう）。おりから「御慎中」（寛政一件<sup>(12)</sup>で三井家全体が謹慎中）であること、また「老分中」（重役手代たち）に知られてしまったことから吟味の対象とされ、首謀者格の泉新九郎が禁足、そのほかの同席者たちは有免の願書を出すことによって内分に済まされている。もう一件の円山での宴会は、初元の手代たちが行なつたもので、「初元之身ニ而甚相済不申」ということで処分をうけている。「御慎中」でなければ、(36)のような初元以外の手代の出番時の宴会は認められたものかもしれない。

店内における宴会の事例は、手代（初元三年目、新三年目）たちが寄会の際におこなつたもの〔(3)〕。寄会をそつちの内で酒宴を催し、声高に淨瑠璃を語るなどしたことがあきらかになり、不作法であるとして処分を受けている。

〔(2) 盗み 盜みは二件みられる。いずれも店内での所業である。そのうち一件をあげれば左の通り。

〔(3) 寛政九年秋〕

十月十一日  
一 長暇申渡

新初  
小西孫助

右之者全身体持等不宜、然ニ新ニ階來客并支配人中所持金子等度々取之遣候、甚不埒之至暫時も差置かたク、依之長暇申渡候事

ここでは小西孫助が、来客や支配人の所持金をたびたび持ち出して使つていたことが発覚し、すぐさま暇を申し渡されている。

〔(4) 火の元不始末 火の元の不始末で危なく火事を出しかけたということで処分がなされた事例が二件ある<sup>(13)</sup>。そのうち一件をあげれば左の通り。

〔94〕 寛政十一年春

未正月八日

初元

村井友七

角前髪

中原寅之助

右兩人同日夕方ニ大坂方土蔵ニ階江代口物出ニ参り候處、メ荷物ニてくらく相知かたく候ニ付丁ちん持參遣候節、右挑灯其儘差置罷出候處、初夜頃かんこの音甚敷ニ付、頭役之仁早速心付土蔵前江参り、外見候處、代口物ニ掛置候淡紙一面ニ火ニ相成、其外代口物等少々火氣移恐敷事ニ候所、仏神之御加護ニ而早速相知れ火事ニ相成不申、此上もなき難有儀御座候、依之右兩人とも遠慮申渡候、役所頭役筒井金兵衛自分遠慮致居候所、十四日御挨拶有之出勤被申候ニ付、右兩人逆も同日用捨申渡候

この件は、大坂方土蔵の二階へ品物を出しにいった一人が、挑灯を置き忘れたため、火事になりかけたが、大事にいたるまことに危うく消し止められたというもの。一人は遠慮を申し渡されたが、「役所頭役」（大坂方の責任者か）であつた筒井金兵衛（当時役頭役）も「自分遠慮」（自発的な出勤停止、謹慎か）となつてゐる。

〔14〕喧嘩口論 喧嘩口論は二件を数える。<sup>(14)</sup> いざれも店内で起きてはいるが、そのうち一件を左にあげる。

〔26〕 寛政三年秋

十月十九日  
一宵番過怠

本番下役同

平帳合場下役  
伊藤嘉助  
平唐物方

能瀬弥七

右兩人共廿五日用捨

右兩人蛭子講夜誂方ニ而口論いたし、為相糺見候所格別之儀ニ而も無之候得共、不行作之段相済、依之嚴敷面談之上夫々越

ここでは、伊藤嘉助と能瀬弥七が、蛭子講の晩、説方の部屋で口論したというもので、調べてみると格別のことがなかつたのだが、無作法であるということでそれぞれ処分を受けている。

(15)その他 その他の規律違反としては、親の法事と偽った手紙による外出が露顕した件「第1表—(5)」、出番の際、遊女と連れ立つて歩いているところを目撃された件「(43)」、神事の際の不行跡「(45)」などがある。

注目したいのは、寛政七年（一七九五）秋季と翌年春季に見られる、通常の記載様式とは異なり、処分対象者が冒頭に明示されていない記事である（第1表においては、番号のかわりに、「\*」、「\*\*」で示した）。それを次に掲げる。

【\* 寛政七年秋】

一 平分之者彼是申合之筋相間得、依而上座中打掛り被致世話、先ハ穩便ニ相済可れも氣腹致候所、惣二郎壱人不心得ニ付上座中より被申出、扱又筆頭より文助不了簡之旨申出候へ共追而沙汰ニ及ひ可申積ニ而先は其儘延引ニ致置候、尤此節御一件筋も相済不申ニ付相片付次第相糺し可申候

まず、寛政七年（一七九五）の秋季に、「平分之者」（平手代の者か）が何やら「申合」を行なっていることが聞こえてきたので、上座役の者たちが説得を行ない、穩便に済ませた。しかし「平分之者」のうち原田惣二郎が「不心得」であると上座役から報告があり、また岡文助についても「不料簡」である旨、筆頭から報告があつた。これについては「御一件筋」（寛政一件）が片付き次第究明するということで、具体的な処分はなされていない。

ここでまず注目されるのは、「平分之者」たちが申合をしているという事実である。申合の内容については記されていないが、これは大店では厳しく禁じられていた徒党にもつながりかねない事態であると言えよう。<sup>(15)</sup>「上座中打掛り被

致世話」というところに店を管理する上役（名目役手代）の側の懸念を窺うことができるのではないか。

【＊＊ 寛政八年春】

〔当正月御一件筋ニ付出番等も無之諸事相慎居候処、平分之内彼是夜分中之通りを明さセ置無断罷出甚不届之至、相糾候処遊所杯へ参り候者も有之、又は近所へ歩行斗ニ而帰り候者も有之、何れ不相済、仍而夫々申渡候事〕

次いで寛政八年（一七九六）正月、「御一件筋」（寛政一件）につき店中謹慎のため、出番を取りやめにしたところ、「平分」の中に、夜分に「中々通り」開けさせ無断で外出する者があらわれ、ある者は遊所へ出掛け、またある者は近所を徘徊しただけで帰つて来るといった事態が発生した。ここで注目されるのは、夜間の外出が、出番の停止に対する手代共通の不満を背景として、集団的に半ば公然と行なわれている様子が窺えることである。

これに対しても店側では「何れ不相済、仍而夫々申渡候事」ということで、それぞれに対し処分を申し渡した。それが第1表の(61)から(68)の八件一三人と見られる（ちなみに「御一件筋」は、寛政八年正月に一応の決着をみている）。

うち(61)、(62)は「＊寛政七年秋」の史料にあらわれる惣二郎こと原田惣次郎と、文助こと岡文助に対する処分である。(61)で原田惣次郎は「冬分ニも相認置通、不心得成儀有之、掛合中格別内端ニも相心得可申候処、其儀無之甚不埒ニ付」ということで、宿元預けに処されている。(62)で岡文助は「前文ニ相認候通り身持不宜、其上頭立居候而、右之仕合難相済」ということで、これも宿元預けに処されている。両人の処分とも「冬分ニも相認置通」「前文ニ相認候通り」とあらわすように寛政七年（一七九五）秋季の「平分之者」の申合を理由としているものと見られる。岡文助については「頭立居候而」とあり、「平分之者」の申合で指導的立場にあつたことが示されているのが注目される。原田惣次郎は後に再勤が許されているが、岡文助についてはこのためか再勤が許された形跡がない。

右のように寛政七年（一七九五）秋季の「平分之者」申合の件の処分と、翌年正月の手代の集団的無断外出の件の処分が一緒に行なわれていることは、両者が一連のものであること、すなわち寛政七年（一七九五）の「平分之者」の申合の内容が出番をめぐるものであつたことを示唆する。

この「平分之者」申合が出番に関するものであつたことを明らかにするものとして、寛政八年（一七九六）正月一七日の「名代云送帳」の記事を挙げよう。<sup>(15)</sup>

一御一件筋ニ付御一統様御慎被遊店表迎も堅相慎罷在、去冬休足扱又当春ニ至候而も差出シ不申候、若キ物右等不足ニ存、一統申合家法相背不届之ニ有之、依之相糺候處左之通

平 礼	岡 文 助
同	原 田 惣次郎
同	長谷川久四郎
同	山 本 常 七
初三	乾 儀三郎

右五人頭立右体申合、尤慎方追々疾与申聞置候処、無其弁も重々不埒之至、其儘難差置、仍而何れも親元へ差遣し、已下之者迎も夫々相糺越度申付候

「御一件筋」により三井同族とともに店舗も謹慎中のため、去冬と当春の休足の外出を停止したところ、「若キ物<sup>(ママ)</sup>」が不足に思い「一統申合」をした。このことが、家法に背くものとして、「頭立」つた五人の者に対して、「親元へ差遣し」=宿元預けの処分が申し渡されている。この記事から、手代たちの申合が、出番の停止をめぐるものであつたことがわかる。ここで述べられている「一統申合」と、「批言帳」に記された寛政七年秋季の「平分之者」申合とは同じ事

態を指すと考えてまず間違いあるまい。

ここで名前があがつた五人は、第1表—(61)～(65)の五人に一致する。(61)～(65)においても彼らが宿元預けに処せられたことが確認できる)。「批言帳」の記事とあわせてみると、この寛政七年から八年にかけての一件には、主要なメンバーが五人おり、その中でも岡文助、原田惣次郎の二人が中心で、特に岡文助が指導的な役割を果たしたことがわかる。この五人のほかにも、付隨的に加わった者たちがおり、それが「名代云送帳」の記事で「已下之者逆も夫々相紹越度申付候」と記された者たちであり、具体的には「批言帳」の(66)～(68)の八人であろう。このうち(66)、(67)は実際に無断外出に加わった者たちである。また(68)の吉川次助等五人については「少々甲乙も有之候得共格別之儀も無之ニ付、一札銘々指出し候ニ付用捨致し遣候」とあり、これ自体では何のことか理解しがたいが、これも寛政七年から八年にかけての事件におそらくは付和雷同的に関わった者たちへの処分と解ることができる。

この一件は、「批言帳」に登場する手代だけで一三人という多大な数が関与していること、また店の規律に対する半ば公然とした反抗であることにおいて、「批言帳」に記された多くの規律違反事件のなかでも特別なものと言える。

以上、「批言帳」にあらわれた手代の規律違反の内容について、①から⑯まで個別的に紹介、検討してきたが、これらを少しまとめてみたい。ここでは規律違反の起きる場所に着目する。それによれば、規律違反は次のように二つに分類して考えることができよう。

#### (A) 店内における規律違反

- ①引 負 ..... 四八件
- ⑥業務怠慢 ..... 九件

⑫盜み	.....	二件
⑬火の元不始末	.....	一件
⑭喧嘩口論	.....	一件

(B) 外出時に起きる規律違反（外出しようとして起きる規律違反を含む）

②帰店延引	.....	一一件
③「新家」立ち入り	.....	〇件
④無断外出	.....	七件
⑤家出	.....	一三件
⑥大酒・過酒による不始末	.....	六件
⑦初元の遊所立ち入り	.....	四件

ここでは、手代たちの仕事と生活が基本的に店内において営まれているのにもかかわらず、店外における規律違反（無断外出、家出をふくめ外出をめぐる規律違反）が多いことに注目したい。これは手代の外出時の解放感の大きさ、および手代の外出欲求の強さの反映と言えようか。誘惑の多い巨大都市において窮屈な規律化された住み込み生活を強いられている者たちにとつては当然のことと考えられる。先に述べた寛政七年（一七九五）から翌年にかけての手代申合が出番の外出に関するものであつたことも手代の外出欲求の強さのあらわれとして理解できる。概括的な言い方をすれば、このような手代の外出欲求の強さ、さらに外出をめぐる規律違反の多さは、大店の奉公人の生活様式が不可避的に惹起するものと評価できるのではないか。

この外、「批言帳」にあらわれた規律違反の内容で注目されるのは、喧嘩などの暴力沙汰や博奕が少ないとある。

特に博奕については、(58)に手代が男二階で下男と博奕を行なうことが記されるのみで、店の外の賭場への立ち入りの事例なども記載の限りではみられない。<sup>(17)</sup>

(1) 前田勇編『近世上方語辞典』(東京堂出版、一九六四年)。

(2) 第6表に引負として数えた四八件のうち、以下の二〇件が商品横流しによるものである。(7)、(8)、(72)、(73)、(82)、(88)、

(95)、(97)、(99)、(101)、(102)、(104)、(105)、(107)、(108)、(112)、(113)、(115)、(118)、(119)。

(3) 中辻和助(初名巳之吉)の奉公人請状を左に掲げる(「京請」、三井文庫所蔵史料 続三〇八)。引負の弁済に関する部分に傍線を付した。宛名の四人は京本店の支配役。文末の添書きは略した。

請状之事

〔六百拾番 中辻巳之吉〕  
〔付箋〕

一此巳之吉与申者、生國は京都衣棚通二条上ル町中辻仙庵与申者之件ニ而先祖ら能存知慥成者ニ付、貴殿江當亥年と來ル戌年迄中年十ヶ年之間手代御奉公為致申ニ付、我々請人ニ罷立申處實正也、仮令年季過候共御奉公相勤申内は毎迄も此手形を以請人罷立申候事

一御公儀様諸事御法度之儀は不及申其外如何様之六ヶ敷儀出来仕候共、我々罷出其明仕、貴殿へ少茂御難儀掛け申間敷候、若此者引負又は取欠落仕候ハヽ、其品之代金算用仕私共立会急度勘定仕立相済可申事

一宗旨は代々東本願寺門徒ニ而間之町五条下ル町養蓮寺旦那ニ而御座候、則寺請状私共方へ取置申候、若横合占御法度之宗門与申者御座候ハヽ、我々罷出急度申分仕、貴殿江御難掛申間鋪候、為後日仍請状如件

五条通建仁寺町東へ入二町目

請人 丹波屋 新兵衛 (印)

綾小路油小路東へ入町

請人 一文字屋忠兵衛 (印)

衣棚通二条上ル町

親 中 辻仙 菴（印）

奉公人 巳之吉（印）

三井八郎右衛門殿代

井上 源七 殿

家城 藤吉 殿

藤田与三兵衛 殿

田中 金兵衛 殿

（4）出番については、享保十三年「改申渡式」（三井文庫所蔵史料 続一 一三三）に次のような規定がある。

一休日

一花見

一すゝみ

一顔見世

右支配人指図之上人數建を以是迄出来候、卅年以前迄は曾而花見涼顔見世等二出し候儀無之候、然共多人數にも罷成候ニ付却而家法能相建為可申右之筋申渡候、此等も近年は帰刻限等も少猥に相聞へ候筋も無之哉、益家法宜相建無断絶罷出候様銘々相慎可申事

（中略）

一開帳、万日、其外諸仏神御縁日參詣仕度面々、洛中之分朝飯前帰宅申様ニ断を相立參可申候

但洛外珍敷開帳有之隙取候參詣は支配人指図之上代り／＼參せ候筋も可有之事、自分心次第猥之參詣向後可

為無用事

また享保十六年「内慎建」（三井文庫所蔵史料 本一 一六七一四）には、次のようにある。

一衣類 五節句休日外出

（中略）

一家内惣手代

花見 料理 壱人前座附共、三夕五分宛相極、酒持參

出 朝飯後

帰宅 夜四ツ限

涼 料理 壱人前式夕死、酒持參

出 夕飯後

帰宅 夜九ツ半過

顔見世 切めし、吸物取着

但下棧敷八九人も詰合せ遣可申候、若輩の手代は場にて見物致さすべき事

帰宅但仏詣などいたし候は、夜五ツ限に帰宅可仕事、初元の者共は芝居済次第直に帰宅の事

(5) 右帰宅之刻限過候ハ、急度越度可申付事、勿論是迄之通名目役差加しまり能出可申事  
例えば「霜月朔日夜無断罷出遊所へ立入」[第1表-102]、「去十一月五日夜無断罷出新家・立入」[103] のように(傍点  
筆者)、夜分無断で外出する先として「新家」と遊所は文脈中の現れ方が類似していること、また「新家參候書状」が

見つかって処分をうけている事例[108]、「新家立入芸者等ヲ馴染ニいたし」という事例[109]、「新家大のぶ」という店  
名があらわれる事例[116]などから、「新家」を遊所同様の存在と考へることにしたい。

(6) 手代の外出の手続きについては、享保一八年「家法式」(三井文庫所蔵史料 続一一五八、『三井事業史』資料篇一、  
一六四ページ)に次のようにある。

一 惣手代他出之儀商用私用ニ不限支配人へ断、往来共ニ他出帳へ分明ニ刻限書付罷出候、并所々登候手代同然之事

但支配人他出ハ名代へ断、名代ハ元メへ相達、他出可仕事

右のように手代の外出自体は可能であったが、それは欠勤として記録されたことにも注意しておきたい。欠勤時間の  
多寡は、褒賞の際の主要な基準になっていたので、そう気軽には休めなかつたにちがいない。欠勤時間を掌握する制度  
については、西坂「大酒店の奉公人の世界」(『日本都市史入門III人』)一五四、一五五ページ参照。

(7) 商品横流しの協力者としては、下男の他に、髪結があらわれる [第1表-(73)、(75)]。

(8) 手代の飲酒については、享保十三年「改申渡式」(三井文庫所蔵史料 続一一三三)に次のような規定がある(後年の付箋は省略)。

一 惣手代酒給候事、江戸大坂本店仕方と違、当本店に限家法猥に相成不可然候、是全酒之入用纏之厭を存候筋にては曾て無之候、序認候通當店之儀は外之鑑に罷成候条目皆々存知之通候、左之通自今相心得可申事

朔日 十五日 廿八日

此三日月次酒日二候間、店仕廻候節祝可申候、尤益數を出し、銘々気魂ニ給、指おさへ一切不仕老人呑ニ可仕候事  
但不時ニ酒給申度面々有之候ハ、小遣方役人へ申候て、其者計給可申候、外之者大勢台所へ集り酒盛いたし  
候儀、自今遠慮いたし可然候、気晴しに面々給申度儀無遠慮小遣方へ其趣申付、帳面相渡し申候間、無遠慮  
独呑と相心得可申候事

(9) 手代の遊所通いについては、享保十六年に三井高房の著した「内寄会式」(三井文庫所蔵史料 続一一三五)に次の  
ような記述がある。初元の遊所通いについて述べた箇所には傍線を付した。

一 惣手代子供のときより数年勤仕に候得は、休日旁外出の節、帰宅刻限までのうち東辺かるき茶屋遊びなどは有べきや、是は知て不知の訳に可致歟、雖然未熟の者此筋より心鏡を奪はれ我を忘、不顧忠孝、家法を背く筋に成ま  
じきものにてもなし、然は其事に携り候筋より、出来る事、是不慈弊なり、然るうへは初元のもの、其外行年二  
十二歳までは、休日にも茶屋遊びなど参ざるやうに致させたきものなり、身は習わせのもの、慎ときは不犯の  
僧尼、又木食難行苦行何の障もなきことなり、親慈愛にて立身を望、指出し候もの仕落の場を禁じ、相続の基ひ  
に致とらするは大なる慈悲たるべき事

「元服印形帳」(三井文庫所蔵史料 続一一六四)。

(10) 手代の衣類については享保一八年「公法式」(三井文庫所蔵史料 続一一四九)に次のような規定がある(『三井事業  
史』資料篇、一五六ページ)。

一手代之衣類嗜致所持候込も、絹紬之外拵申間鋪候、脇指毫尺七寸ニ限ヘし、勿論ふだん着は綿服、夏ハ龜服着用

可申候

但綱紬辻も目立候染方、脇指金目賣之類、印籠巾着之品、家法ニ違候儀仕間鋪候、諸事古道ニ可相心得事

(12) 『三井事業史』本篇第一巻、三三八ページ。

(13) 防火管理は、店側にとって重大な課題であった。享保一八年「公法式」(三井文庫所蔵史料 統一四九)には、防火に關し、次のように繰り返し記されている(『三井事業史』資料篇一、一五五・一五七ページ)。

一火ノ用心昼夜共ニ惣様氣ヲ付、至極大切ニ可懸心事

但火事之役付申渡候通日用怠申間鋪事、尤紙燭、鞘なしの行灯取扱無用、竈まハリ、煙草盆の火入、火鉢之員數、有明之行灯、是等之分宵番、本番相改、嚴重ニ火の元念ヲ入可申事

(中略)

一火之元之儀昼夜惣手代共互に大切ニ相心得、益用心念ヲ入、其上仏神之御加護ヲ祈、手過無之様祈誓可申候、火事之儀仮初メ成事ニ而人迄之身上漬し候族、為過之罪有間鋪候、然は火之致徘徊候所々、役人之外支配人順番ニ火之元遂吟味、何分ニも大切可仕候、不念ヲ仕出シ先非を悔候而も不帰儀、念ノ上にも大切に申渡候事

但隣家竝出火之節、うろたへ不申仕廻方常ニ勘弁可仕候、大風之節家内代物土蔵穴蔵へ仕舞可申候、尤火之元之儀は重々大切成事ニ候得は、月次程ニ家内下男ニ至迄書付を以為致判形候様支配人可申渡候、依之前ニも等候得共、猶又如斯記畢

(14) 享保一八年「公法式」(三井文庫所蔵史料 統一四九)には、喧嘩口論に關し、次のように記されている(『三井事業史』資料篇一、一五六ページ)。

一惣手代喧嘩ケ間鋪儀ハ不及申、口論にても互相慎事

但人ハ堪忍の二字大切之心持也、不岡無念之筋ニ而短慮之氣出候共、心ヲ鎮忠誠又ハ古郷之親兄弟之儀ヲ弁、忍を可存也、夫堪忍ハ諸道之根元、立身之最上と云事古人之要文也

(15) 手代の徒党がましき儀については、享保一八年「家法式」(三井文庫所蔵史料 統一五八)に次のように禁止規定がある(『三井事業史』資料篇一、一六四ページ)。

一傍輩ヲ妬、或は纔之宿意ヲ以徒党ヲ企、一紙連判其者之悲ヲ挙候杯之儀世間ニ有之候、然共手前店之儀右体堅家之法度ニ候条嚴重相守可申候、万々一右之沙汰有之は、仮令忠言たりといふとも法背故を以、其人数中古手代暇遣し、已下之手代逆も越度可申付事

但家之為主人江之忠義を存、右之企等も自然可有哉、左候ハ、其為元メ名代支配人夫々役柄申付置候、此者共へ密談を以可相達儀は勿論也、然上ハ神妙之仕形ニ付、其品輕重ヲ糺シ褒美或ハ立身可申付事

(16) 「名代云送帳 十一番」(三井文庫所蔵史料 別一七六三)

(17) 筆者はかつて大店の店長の奉公人の生活倫理(主体性を持つた組織・規律への服従=勤勉さ)を、人宿や大名屋敷の中間部屋(男性単身者が集積されるという点においては大店と共通する場)に居住する日用層の運動の論理(「あれば、がさつ、ねだり」「欠落、取逃」と対蹠的なものと評価した(西坂「大店の奉公人の世界」「日本都市史入門III人」一六二ページ。日用層の運動の論理については吉田伸之「日本近世都市下層社会の存立構造」—『歴史学研究』五三四号、八九ページ、一九八四年一を参照)。かかる視点からすれば、規律違反の局面においても、大店の店表の奉公人と日用層とは違った様相を呈することが予想される(日用層の世界に規律違反という概念を持ち込めるかどうかは検討の余地があるが)。日用層の不行跡それ自体を取り扱った研究を目にしていないため確かなことは言えないのだが、本節で見た大店の店表の奉公人の世界における喧嘩口論や博奕の少なさは、日用層の世界との違いを比較検討する際の一つの手掛かりになるのではないか。

### 三 規律違反者に対する処分

次に、処分のありかたから、手代の規律違反について検討を試みる。受けた処分の種類別に人数をまとめたのが第7表である。以下、これをもとに検討を進めたい。

第7表 「批言帳」記載者の被処分別人数

処分内容	人 数	備 考
暇	16人	
宿元預け	29人	(内4人は「遠慮」+「宿元預け」)
宵 番	20人	(内3人は「宵番」+「禁足」)
本 番	33人	(内1人は「本番」+「禁足」)
五 役	9人	
禁 足	28人	(内3人は「遠慮」+「禁足」)
遠 慮	9人	
そ の 他	23人	
合 計	167人	

出所)「批言帳」(三井文庫所蔵史料 別10)。

- 注 1.〈暇〉には「長之暇」「永之暇」を含めた。  
2.〈宿元預〉には「宿元へ預」「宿元へ遣」を含めた。

①暇 暇を申し渡されること(=解雇)は、処分のうちでも最も重いものであると言えよう。第7表によれば、一六人が暇を申し渡されており、これは「批言帳」における被処分者全体の約一〇パーセントにあたる。

第1表から、暇を申し渡された者たち一六人を抽出したのが、第8表である。<sup>(1)</sup>まず注目したいのは、「批言帳」に何度か登場したあげくに暇を申し渡されている者たちの存在である。一六人のうち、三人は実に六度目にして暇を申し渡されている。これらは札付きの不良奉公人とでも言えようか。他に四度目で暇が一人、三度目が三人、二度目が二人である。

一方「批言帳」登場一度目にして暇を申し渡されたのは一六人のうち七人である。その内容を見ると、(16)、(18)、(25)、(85)は家出、(87)は盜みで、これらが重く罰せられるものであることがうかがえる。(86)は、規律違反の内容としては無断外出であるが、手代本人から奉公に堪えない旨が申し出されたため暇となっている。(99)は商品横流しによる引負であるが、この場合、親元が共犯として関係するなど甚だたちが悪く、また引負の銀高が大きいということで暇が申し渡されている。このように一度の規律違反による暇というのは、それなりの事情があることがわかる。

こうして見ると暇が出されるのは、規律違反が繰り返される場合か、違反の程度が重大な場合であって、店の側ではそう簡単には暇を申し渡すこととはしないことがわかる。

さてまた、第二節での規律違反の内容分類と第8表を照らし合わせる

処 分	「批言帳」への登場	次の規律違反	奉公期間
暇（7月）	1回目		天明4年～寛政2年7月
暇（2月）	1回目		天明5年～寛政3年秋
暇（1／30）	2回目 [(17)]		安永3年～寛政3年春
暇（9／5）	1回目		天明3年～寛政3年9月
長之暇（10／27）	6回目 [(18)(33)(49)(55)(68)]		天明4年～寛政9年4月
長之暇（12／2）	2回目 [(33)]		寛政3年～寛政9年4月
長之暇（→12月再勤、席順三組下ヶ）	2回目 [(76)]	⇒(101)	寛政3年～文化8年1月
長之暇（8／8）	4回目 [(34)(67)(75)]		寛政元年～寛政9年
長之暇（8／1→1／21再勤、席順三組下ヶ）	6回目 [(44)(53)(68)(72)(79)]		天明8年～寛政12年6月
長之暇（8／1）	3回目 [(58)(81)]		寛政3年～寛政9年
長之暇（8／2）	1回目		寛政4年～寛政9年
長之暇（8／25→11月再勤、席順次組末座）	1回目	⇒(104)	寛政4年～享和2年1月
長之暇（10／11）	1回目		寛政5年～寛政9年10月
長之暇	3回目 [(50)(60)]		天明7年～寛政11年1月
同 上	6回目 [(38)(42)(64)(74)(78)]		天明7年～寛政11年1月
永之暇	1回目		寛政4年～寛政12年

越後屋京本店手代の規律違反と処分

第8表 暇を申し渡された手代たち

年・季	名前(職階・役付)	年齢・奉公年数	行為内容(抜粋)
(16)寛政2年春	牧野藤三郎 (新初・大坂方)	[19歳・7年目]	全体役所不勤ニ有之候上、入口多ク申来候書状ヲ紛失之旨ニ取斗其儀露見ニ付家出
(18)寛政2年秋	小林常三郎 (新初・大常印)	[18歳・6年目]	両人間違筋有之様ニ相見得候ニ付、筆頭より戯敷為相糾候処、……両人申合家出(常三郎儀は悪所へ立入不法之着類杯宿候旁に不埒)
(21)寛政3年春	伊藤安次郎 (上座・一)	[31歳・18年目]	去年四月十九日宿元へ預置候處……槌六方帳合にて余程之金高引負相顕候ニ付
(25)寛政3年秋	中山惣七 (平・屋敷方)	[22歳・9年目]	店用体ニテ無断罷出夫より行方不相知、仍て役所帳合相糾候処紛ハ敷儀も有之……引負
(73)寛政8年秋	吉川彦三郎 (平・大坂方)	[25歳・13年目]	余程之引負有之、其上髪結を相頼代口物壳払候甚筋合悪ク、是迄も引負有之
(75)寛政8年秋	杉本権次郎 (平・書札方)	[27歳・6年目]	判取相済候てより無断罷出候儀及露頭候付相糾候所、両人共引負有之(権次郎……平生身持不宜新家へ立入)
(80)寛政9年春	中辻忠助 (初元・一)	[19歳・7年目]	新二階来客衆之所持金子等兩度迄取立遣ひ初元之身として遊所向へ立入甚不埒之至
(82)寛政9年秋	上原久次郎 (平・一)	[25歳・9年目]	役所代口物ヲ自身了簡ニて借請下男又助と申者へ売遣シ其外職先へ取次物致シ……新家へ立入不埒之至……勿論引負等も有之
(83)寛政9年秋	福岡清七 (平・一)	[23歳・10年目]	出番之節差出候ヘバ不法新家へ立入、又候引負出来重々不埒之至
(84)寛政9年秋	上野武助 (初元三年目・一)	[20歳・7年目]	所々ニ借銀いたし又店表ニテハ職方となれ合役柄不相応成引負在之、其上平分之者と一緒に新家へ立入甚不埒之至
(85)寛政9年秋	青山常三郎 (古初・一)	[18歳・6年目]	角前髪同道ニテ無断罷出四日斗相知不申、段々吟味致させ候処、大坂へ下り居候ニ付……甚不届
(86)寛政9年秋	広瀬万助 (新初・一)	[17歳・6年目]	無断罷出候ニ付呼寄相糾候処、生得不算ニテ壳体逆も入り立て役所も難勤様子ニ有之……所全相勧り不申旨本人より之申候ニ付
(87)寛政9年秋	小西孫助 (新初・一)	[17歳・5年目]	新二階来客并支配人中所持金子等度々取之遣ひ甚不埒之至
(90)寛政10年春	中井弥五郎 (平・一)	[24歳・12年目]	又候仕落在之筆頭より脳合之内致家出、廿日斗も行方不相知……帳合等紛敷引負在之
	山本常七 (平・一)	[24歳・12年目]	同 上
(99)寛政12年秋	高橋甚三郎 (平・一)	[21歳・9年目]	又候役所代口物大数持出シ何れも宿元より諸方へ壳捌候族、……当人は不申及宿元之趣意甚以難相済、尤大銀高引負=相成

出所) 第1表より抜粋。

注) 「批言帳」に記された処分の申し渡し時期と「奉公人抱帳」に記された退職時期は必ずしも一致しない。

と、規律違反について、最悪の場合には暇を申し渡されるものと、暇を申し渡されることのないものとに区分することができる。すなわち前者は暇につながる規律違反は、①引負、③「新家」立入、⑤家出、⑫盜みである。これらが、規律違反のうち重大なもの、悪質なものと認められていたことがわかる。

そのほか注目されるのは、一六人のうち三人が、いつたん暇を出されながらも、縁故を頼つた嘆願により再び店に戻ることを許されていることである。これは、店の側がそう簡単には暇を出さないということと同じ文脈で解せるものか。また、暇になつた場合でも、前節「①引負」の項で言及した第1表—(2)の事例のように、形式上ではあつても合力銀が支払われることになつていても注目される。

②宿元預け 宿元預けとは規律違反を起こした手代を宿元（親元）へ帰して謹慎させるというものである。第7表によれば、この処分をうけた者は二九人で、「批言帳」における被処分者全体の一七パーセントにあたる。

宿元預けは、店から退去を命じられるという点では、暇と共に通であり、暇に次ぐ重い処分と言えよう。注目すべきは、宿元預けになつたものは必ずしも店に復帰できるとは限らないことである。二九人のうち再び店に戻れたことがわかるのは一六人であり、残りは復帰がかなわず、退職したものらしい。これからも宿元預けを暇に準じたものと考へることができる。両者の違いは、暇の場合は原則的に店に戻れないが、宿元預けの場合は戻れる可能性がかなりの程度残されているということと言えようか。

宿元預けの期間は様々で一定しない。短いもので三日「第1表—(6)」から、長いもので七か月余り「<sup>(2)</sup>」とかなり幅がある。

③宵番・本番 宵番・本番は、京本店の「番」のサイクルの一部に位置づけられるものである。<sup>(2)</sup> ちなみに京本店は左の

ような番＝当直体制をとつてゐる。

朝 番	………	明六ツ	＼	起床
昼 番	………	起床	＼	暮六ツ
夕 番	………	暮六ツ	＼	就寝
宵 番	………	就寝	＼	夜八ツ

本 番

………

夜八ツ

＼

明六ツ

このうち朝番・昼番・夕番は、名目役手代が勤め、宵番・本番は平手代、子供が順番に勤めることになつてゐた。宵

番・本番は、夜間の戸締まり、火の用心を主な任務とする不寝番である。「批言帳」に見える処分としての宵番・本番は、通常のローテーションの外に、規律違反の罰則としてこの宵番・本番を勤めることを命じられたものであろう。

第7表によれば、宵番を申し付けられた者は二〇人、本番を申し付けられた者は三三人にのぼり、合計五三人となる。

これは「批言帳」にあらわれる被処分者全体の三二パーセントにあたる。宵番・本番が、役頭や上座の手代に対し、申し付けられている事例はみられない。基本的に初元を含む平手代の者を対象とする処分であるのだろう。また処分の軽重としては宵番も本番も同一レベルではないかと考えられる。さらにまた第1表をみれば、宵番・本番のうちでも上役・中役・下役というものが見えるが、初元が概ね下役を勤めていることからすれば、これも処分の軽重ではなく、手代の勤務年数に即した役割であろう。

**④ 五 役** 五役とは、油番・湯番・二階番・床番・多葉粉番という、五つの店内の雑用役の総称である<sup>(3)</sup>。これらは子供が勤めるべき役目とされていた。第7表によれば、五役を申し付けられた者は九人。これはすべて平手代のうち初元

(二年目、三年目を含む)である。本来子供が勤めるべき仕事を手代に命ずるところにも、罰則としての意味があると考えられる。

⑤禁足 禁足とは、文字どおり外出の禁止を意味するものと考えられる。第7表によれば二八人で、被処分者全体の一七パーセントにあたる。③宵番・本番、④五役とは異なり、これといった労役が課されるわけではないのだが、前節で述べたように住み込みの奉公人は、外出欲求が強いと考えられるから、禁足は彼らにとつては十分厳しい処分と言えるだろう。

⑥遠慮 具体的に何を「遠慮」させられるか不分明である。ただ前節「⑬火の元の不始末」の項で言及した第1表―⑭の事例における筒井金兵衛の「自分遠慮」が、処分としての「遠慮」と同内容のものとすれば、「遠慮」とは出勤の停止を意味するものと考えられる。第7表では、遠慮のみを申し渡されている者は九人であるが、遠慮の後に宿元預け、または禁足に処せられている者が七人見られる。この場合の遠慮は処分が確定するまでの一時的処置と解せられる。

⑦その他 願書または一札を提出することによって済ませられた者が一二人「第1表―⑯、⑰」、「厳敷面談」というのみで済ませられた者が四人「⑧、⑯」などとなっている。

また第7表における分類には提示しなかつたが、①暇、②宿元預けで再勤が認められた場合に見られる、店内席次の引き下げという処分がある「⑭、⑯、⑮、⑯、⑰、⑱」。これは要するに職階が引き下げられることであり、直接的には、昇進のおくれに結び付くものである。

以上、①から⑦まで規律違反に対する処分を検討したが、これらは大きく三つに分類できるものと考えられる。

(A) 暫・宿元預け ……………… 規律違反者を店から永久的もしくは一時的に排除するもの。

(B) 本番・宵番・五役…………… 規律違反者に労役を課するもの。

(C) 禁足・遠慮 ……………… 規律違反者の店内生活に何らかの制限を加えるもの。

このうち(A) 暫・宿元預けに処された者たちのうち、再勤が認められず退職したものは二六人を数える。天明六年(一七八六)から文化二年(一八〇五)までの京本店において役頭までの職階で退職した手代の数は一〇三人と推計できるから、この期間に規律違反により退職を余儀なくされた者は、退職者全体の約二五パーセントを占めることがわかる。

このほか処分のありかたについて注目しておくべきことは、第一に、京都町奉行所への出訴という事例は「批言帳」には見られないこと。手代の規律違反は基本的には店内で処理されるものと言えよう。

第二に注目すべきは、「批言帳」に記載されること自体が罰則の意味を持つらしいということである。享保期の京本店の定書の中には、「批言帳」ならぬ「非言帳」について次のように記している。

○享保七年「家内式目」<sup>(5)</sup>

一 惣手代一品ニ而も宜鋪儀仕出シ候ハ、外ニ留置、二季之詮議之上忠節之品書致、永代帳江留置、其功次第二一色宛ニ而も褒美取らせ、手前店あらぬかきり其者の働く可申事、又悪事ならずといふとも、不宜儀ハ非言帳へ乗、永代之落度ト知らせ可申候、人ハ一代、名ハ末代、晴ケ間數事に候間、おろそかに心得申間敷事

○享保二〇年「家法式」<sup>(6)</sup>

一 総体手代共勤方之訛其業宜仕成、店勝手ニ罷成候儀は永代帳へ記置、末代迄其者之働く手柄ヲ為知可置事、又不都合成仕業之者は非言帳へ記し置、賞罰内建之通可及沙汰事、人ハ一代、名ハ末代、晴ケ間鋪儀可存事

ここでは、手代の功績を記す「永代帳」と、手代の「不宜儀」、「不都合成仕業」を記す記録簿として「非言帳」が対

置されている。「非言帳」と本稿の素材である「批言帳」は同一の性格のものと見做してよいであろう。注目されるのは「非言帳」に記載されることが「永代之落度」と見なされることである。「人ハ一代、名ハ末代」、これは手代の名譽心を梃子とした統制と言えるのではないか。

(1) 「批言帳」自体は天明六年（一七八六）から文化二年（一八〇五）までの記録であるが、暇を申し渡された事例は、寛政二年（一七九〇）から寛政二二年（一八〇〇）までの一一年間の範囲に限られ、特に寛政九年が七件と格別に多い。この事情については未検討である。

(2) 宵番・本番については、宝永五年二月改「定」(三)井文庫所蔵史料 本九六四)に次のような規定がある。

● 一宵番勤様之次第

手代老人  
子供老人

右之通順番ニ毎夜相勤可申事

一夕番江諸事窺、差岡ヲ請、大切ニ相勤可申事

一見世廻り指候儀は役所限ニ申渡シ候、右之外ニ階ろうじ大戸見世廻り致吟味錠おろし可申事

一日暮れ候ハ、其儘役付帳出し役割可致事、尤頭役立会定之場所ニ而手早ク相仕廻可申事、委細夕番之口ニ有之事

一判形人別ヲ相改申事

一家内戸々、火之用心大切ニ相改、有明ケ定之場所ニ出シ置可申事

一火事入用之道具定之通、本番江相渡可申事

一店仕廻、大戸閥貫入候ハ、鑑共朝番江相渡可申事

一夜ハツ迄之役日、尤刻限ニ本番と替り可申事

一家内帳面、夫々定之通、箱へ仕廻可申事

● 一本番勤様之次第

手代老人  
子供老人

## 越後屋京本店手代の規律違反と処分

右順番ニ相務可申事、尤宵ち臥、夜ハツニ宵番と替可申事

一夜番務候内定置候さげ行灯ヲ灯シ、家内三四度も廻り、火の元諸事吟味可申事

一風吹之節ハ猶以切々火之元、有明等吟味可申事

一火事之道具定置候通、毎夜改可申事

一火事有之候ハ、先一番ニ下役之子供、支配人、并朝番江可申聞候、上番之者ハ早速火元見分可申事

一明六ツニ朝番之起可申候、尤鑑ヲ受取、銕明ケ朝番指図次第家内起可申事

一云送り役附帳之通、子供其外役々之者起可申事

一夜ハツカ明ケハツ過迄承り之役目也

(3) 五役については、宝永五年二月改「定」(三井文庫所蔵史料 本九六四)に次のよう規定がある。

### ● 一油番

日暮前迄しよく台男ともニ為出、所々江くばり可置候、油さし候儀ハ役所に而も致可申事

一不入灯火有之候ハ、台所江出し可申事

一棚仕廻候ハ、しよく台定の場所へ仕舞かわらけうつむけ置可申事

一掃除ハ男共ニ致させ可申事

### ● 一湯番

右日暮前迄隨分せり立、はやく仕廻候様ニ可仕候事

### ● 一二階番

### ● 一床番

支配人占  
組頭迄

右ハ床おろし床とり床上ケ可申事

役頭

役頭並

右ハ床おろし可申候、朝包候ヲ二階へ持參可申事、然ハ床とり床あけ申儀無之候

一惣二階掃除、朝飯前ニ随分きれいニそうし可仕事、少にてもしたらくニ仕候儀急度申渡候

一二階ニ衣類取散シ有之候ハ、其面々江仕舞候様に断可申候、夫共數度したらくニいたし有之候ハ、ちごく櫛ヘ打込可申事

●一多葉粉盆番

右ハ毎夜員數順番ニきせる旁受取渡可致候、掃除ハ男共ニ致させ可申事

一右油番、床番、二階番、多葉粉盆番、湯番、此五役子供三人宛ニ而順番ニ相務可申事、尤三人之内兩人は大ぶり成ル子供相務申様ニ役割可致候

(4) 天明六年（一七八六）から文化二年（一八〇五）までの間に、初元以上役頭以下の位置で退職した手代の人数（A）は、天明六年春季の初元以上役頭以下の手代数（B）に、天明六年秋季以降新たに手代（初元）になつた者の数（C）を加えたものから、文化三年春季の初元以上役頭以下の手代数（D）と天明六年から文化二年までに組頭に昇進した者の数（E）を引いたものとなる。（B）は第3表の天明六年春季の手代数七三から、当時の支配役三人（「支配役承記」、三井文庫所蔵史料 続一六五）、組頭五人（「組頭役承記」、三井文庫所蔵史料 続一六六）を引いた数、すなわち六五人になる。（C）は「元服印形帳」（三井文庫所蔵史料 続一六四）から一二八人とわかる。（D）は、文化三年春季の手代数が不明のため、同年秋季で代用することとすれば、第3表の手代数六二から、当時の支配役四人、組頭五人を引いた数、すなわち五三人となる。（E）は京本店の「組頭役承記」（三井文庫所蔵史料 続一六六）から三七人とわかる。したがつて（A）は一〇三人と推計できる。

(5) 享保七年「家内式目」（三井文庫所蔵史料 本九六二）。

(6) 享保二〇年「家法式」（三井文庫所蔵史料 続一一五八）。『三井事業史』資料篇一、一六三ページに掲載。

#### 四 規律違反者に対する吟味のあり方

次に、手代の規律違反の吟味（調査・糾明）がどのように行なわれるのかを検討することを通じて、京本店の店内における手代の統制のありかたの一端を窺つてみたい。ここでは「批言帳」の作成者である組頭を中心に、上役である支配役の関与、また組頭の手代統制を補完するものとして現れる筆頭について検討したい。

**組頭** 第一節で述べたように「批言帳」の裏表紙に「組頭」とあることから、「批言帳」の作成者は組頭と推定される。したがつてまた、処分の申し渡し主体も、断りのないものについては組頭であると考えてよいだろう。

組頭は、店内では「支配人ニ指続重キ役柄<sup>(1)</sup>」とされる存在で、店内組織である「組」の統轄者でもある。「組」および組頭については、享保一〇年「組寄会式目」に「店繁昌にしたかい多人数ニ罷成候ニ付、猶又銘々務之善惡微細に為可相改、此度店内外人數組頭役人江下支配させ候」とある。すなわち經營の拡大に伴い、手代の人数が多くなったという状況のもと、個々の手代の勤務状況の管理を行き届かせるため設定された店内組織が「組」で、その統轄者が組頭である。組の数は三つで、幕末に至るまで変わらない<sup>(2)</sup>。組頭の人数は、天明六年から文化二年までの時期は四～六人である（第9表参照）。

組の運営のあり方を規定した享保一〇年「組寄会式目」から、組頭の役割として以下の三点をあげることができる（「組寄会式目」については注（3）に連印部分を除く全文を掲載した）。

- ①組下の者の勤務状況を把握し、支配役に報告する（一条、四条）。

第9表 京本店の組頭役（天明6年～文化2年）

出所) 「組頭役承記」(三井文庫所蔵史料 紹1166)。

②組下の者の諸願を受け付け、そのうち妥当と判断したものを受け取る（五条）。

③月に一度組寄会を主催し、店式目等を申し渡し（二条）、「不行跡成もの」の善惡を糺す（四条）。

手代の規律違反を吟味し、処分を申し渡し、「批言帳」を作成するのも、上記の組頭の役割③の中に位置づくものと理解できる。ここで注意しておきたいのは、手代の規律違反の吟味、処分の言い渡しについて、すべて組頭が行なつてゐるわけではなく、上役の支配役および配下の筆頭が関与していることである。

**支配役** 支配役は住み込み手代の最上位に位置する存在で、組頭を含めて住み込み手代全体を統轄する立場にある。それは奉公人請状の宛て先が支配役であることにも端的にあらわれている。

「批言帳」には、支配役が四件に登場している。それらは、処分の申し渡し「第1表—(88)、(111)」、当人との「面談」〔36〕、宿元との交渉〔28〕などの場面においてである。この場合の規律違反者はいずれも役頭・上座であることが注目される。かれらは末端とは言え、組頭同様の名目役手代である。このような名目役の手代の吟味の場合に、組頭による統轄を補完するかたちで支配役が登場するものと見られる。

**筆頭** 注目されるのは、筆頭が組頭の下で手代の吟味を行なつてゐることである。

筆頭は平手代の中では、最上位に位置付けられる存在である（第5表参照）。第1表に登場する筆頭を見れば、年齢は二七～一九歳くらい、勤務年数が一二～一七年の者たちである（中途採用を除く）。

「批言帳」において手代の規律違反を吟味する側として筆頭があらわれるものは二一件を数えるが、その登場の仕方は概ね三つに分けられる。

第一は、筆頭により、規律違反を起こした手代の吟味がなされる場合である〔第1表—(39)、(42)、(72)、(73)、(78)、(79)、

(115)、(116)。例えば(2)は無断外出の件だが、「直様筆頭吟味ニ罷出大抵屋方ち連帰り」（傍点筆者、以下同様）とあり、無断外出者の連行という強制行為を（組頭の命令下に）筆頭が行なっていることがわかる。その他多くは、(2)のように「筆頭衆へ申付吟味いたさセ候処」というような形で現れる。組頭が筆頭に命じて手代の吟味を行なわせるというのは、手代吟味としては、おそらく一般的なありかたではなかつたかと考えられる。<sup>(4)</sup>

第二は、筆頭を介して処分が申し付けられる場合である〔(5)、(59)、(76)、(78)、(81)〕。例えば(76)は、家出の手助けをしたことで本番下役を申し付けられた件であるが、ここでは「筆頭衆・ち如右之申付候事」という形で、直接的な処分の申渡主体として筆頭が現れる。もちろん「批言帳」に記されている以上、組頭の命令下に行なわれたものにちがいはあるまい。処分内容は、本番、五役または「嚴敷面談」など比較的軽いものに限定されている。

第三は、当該事件に至る経過を説明する上で筆頭が登場する場合である〔(14)、(18)、(55)、(63)、(83)、(90)、(111)〕。つまりある手代について筆頭の吟味が行なわれたあと（または行なわれている最中に）、同人により新たな規律違反が引き起こされ、それが「批言帳」の記載対象になつたというものである。例えば(14)は、家出の件であるが、それに至る経過の説明として「不行跡之儀有之筆頭嚴敷致面談候所、其儀ニ指詰り家出」という形で筆頭が登場する。注意すべきは、これらの多くは、もし筆頭による吟味の段階で済んでしまい、その後の新たな規律違反がなければ「批言帳」には載らなかつたものと考えられることである。筆頭限りで吟味を済ませる場合があつたことは、例えば(114)の記述からも窺える。ここでは近所の女と心安くしたこと、および引負の発覚により宿元預けに処されているのだが、それに至る経過説明の中に「是迄度々不埒、表立候而是束座ニ永之暇申渡候儀、尤宿元極難済之趣ニ付筆頭役・ち余り氣毒存内分ニ而相済遣し（中略）右之趣執斗候よし」という記述があり、筆頭の存念により事件を表面化させなかつたらしいことがわかる。こ

ういった場合にも、組頭には報告がなされていたものであろうが、このことは「批言帳」に記載された規律違反は京本店で引き起こされた規律違反事件のうちのあるレベル以上のもの<sup>(5)</sup>で、それ以外に「批言帳」に載らないで済んだ規律違反もまたかなりあったことを示唆するものである。

ついでながら、筆頭自身もまた規律違反をおこし、処分をうける存在でもあることを第4表（第一節）によって確認しておきたい。

**仲間** 手代の統制に関連して、もう一つ留意しておきたいのは、仲間という存在である。「批言帳」に「仲間」は三例現れる〔第1表—(27)、(30)、(78)〕。

(30)は、出番の際の帰店延引に対する処分の中に見られるもので、「仲間出番指留、本人禁足」というものである。「仲間」に連帯責任が強いられていることがわかる。出番は住み込みの手代たちにとつて、大きな楽しみであつたと考えら  
れるから、それを奪われることは「仲間」の者たちにとつてはかなりの災厄であつたに違いない。

(27)は、帰店延引の際に「仲間之内ら両度使を以」呼びに行つたというものである。これも(30)のような連帯責任を背景にしたものであろう。

(78)は、「新家」からの書状を「仲間」の者が見つけたといいうものである。いわば密告であるが、これも連帯責任を背景に考えることができる。

これ以上の具体的な内容は不明であるが、機能面について見れば、「仲間」は連帯責任を負わされることを背景にして、相互の監察、統制を行なう集団であると言える。その実態としては、ここでは、同一職階の者たちから構成される、水平的関係で結ばれる小グループとして考えておきたい。「仲間」の実態をこのようなものと考えるのは、連帯責任を

梃子にして店内の統制に利用する小グループがあるとすれば、それは日常的にも強い結びを持つ者たちのグループである可能性が高いと考えたためである。このような見地からして注目されるのは、第1表において複数の者が関与する規律違反を見るとき、多くが同一職階の、年齢的にも近似している者たちによつて引き起こされていることである。  
(7)代参の際の遊所の者同道、(8)店内での宴会などが、いずれも同一職階の者たちによる規律違反であり、同一職階の者たちが強いまとまりを有することのあらわれとして理解できる。店側は、こういつた職階を同じくし、時には共に規律違反をおこすような日頃の結び付きの強いグループを、連帶責任を負わせることにより、店内の統制に利用しているのではないか。ともあれここでは、手代の統轄が垂直的な職階の上下関係に基づくだけでなく、店内の小グループの連帶責任を介してもなされていることを確認しておきたい。

(1) 「組頭役承記」(三井文庫所蔵史料 統一六六)による。連印部分を除く全文を左に掲げる。

組頭承記

一其方儀是迄役頭実体相勤申ニ付、此度組頭役申渡候、右役儀は支配人ニ指続重キ役柄候上は、此末倍實心を以家内安泰ニ治リ店繁昌致候様無他事勤仕勿論之事  
一本店組頭役ハ外店支配役同前之内建家法ニ候間、此旨に可存事  
但本店は就中多人數ニ付勤之年數自然と重り候様に可成、依之組頭ハ外支配人と同列之格式に相改店々寄会勤仕之別也  
一本店一巻江戸京大坂堺町目上店以上五ヶ所附り紅店勘定所、右一致之勘定之内建ニ候間、組頭役は兼而右之筋存居可申事

一右組頭は大切成役柄之規模を以役料此度相建候、勿論先輩後□之差別等正し為可申初年迄役料甲乙申渡候間、役目令用捨候迄は無他事可相勤也

元文元年辰六月文ノ字金銀ニ御吹改以後諸色高直ニ成候ニ付役料當分イ割増ニ致置候、然共段々諸色高直扱手前商内高も右ニ准加増申ニ付、元文四年未六月御定法之通古銀高ニサ割増ニ遺候、則左ノ改書之通相用可申事

初 年<sup>2)</sup> (付箋<sup>2)</sup>) 四百三拾目 改六百五拾目

(付箋<sup>1)</sup>)

(付箋<sup>1)</sup> 明和三年 戊秋ヨリ

御改二年目之通ニ成ル

」

(付箋<sup>2)</sup> 「但 組頭格ハ 六百五拾目」

翌 年 五百目 改七百五拾目

三年目 六百目 改九百目

四年目 八百目 改壹百八百目

五年目 壱貫目 改壹貫五百目

六年目迄ハ右五年目ニ式割之増ニ而幾年相勤候とも此割ニ相心得可申事

右之通役料申渡候、一ヶ年自分之小遣隨分俟約を以右之内ニ而遣残り店ニ預ケ置元手銀申渡候節一所ニ相渡申建也

一右之通申渡相建候上は仮令支配役ニ不至候逆も組頭役は支配役ニ押統殊に外店支配格に候得は元手銀又は割褒美

等全銘々器量次第甲乙有之事候間、此旨相心得尤本店組頭は外店支配人之格より抜群宜品候間、年数重り相務候とも毛頭自分之思慮聊致問鋪事

一役目相勤候内無拠子細有之暇を願候ハヽ、元手銀内法有之内減少と相心得可申事

一役柄相勤候内万一自分家法ニ違候族於有之ハ、格外之了簡候間、兼而其旨ヲ相心得諸事相慎専要之事

一親元不如意に有之、勤仕之内兼而屈託仕居申族自然可有哉、若無拠右之訛も候ハ、書付を以支配人江可願候、不得止事筋ニ聞居候ハ、品ニ寄、右割銀之内を以可為遂孝心候、雖然親元心得違ニ而猝勤居候故願候得ハ調候様に存粹之身上減さセ候品不顧儀も可有哉、此等を考畢竟奉公ハ忠、親江ハ孝、右忠孝全用ひさせんかため、右一条相建候間、自分之身上減少ニ而も生前之父母不如意ニ付難儀之時は可致孝心苦、右両様鑑候上、不得止事筋候ハ、相願可申事

享保九甲辰年正月

八郎右衛門（印）

(2) 京本店の組については、元治元年（一八六四）頃の事例でみれば、次のようなことが知られる。「組」は組頭の名を冠して呼ばれること、各職階をほぼ均等に機械的に三分割することで成り立つており、毎年組み替えがなされること、一ヵ月に一度、組単位に寄会が開かれ、そこで「組寄会式」が朗読され、相談ごとがなされること。これらから「組」は営業上の組織ではなく、おそらく生活上での統轄組織ではなかつたかと推測される（西坂「大酒店の奉公人の世界」『日本都市史入門III人』一四八～一五〇ページ）。

(3) 「組寄会式目」（三井文庫所蔵史料 統一二七三）を左に掲げる。

定

一 店繁昌にしたかい多人数ニ罷成候ニ付、猶又銘々務之善惡微細に為可相改、此度家内人數組頭役人江下支配さセ候、役頭上座之銘々組頭立会申渡事  
一 組頭役人組下毎月十五日十六日十七日一組宛店用事相仕廻候上にて組寄会無懈怠相務家内式法行作旁可申渡事  
一 組寄会取立候儀は末々迄立身相続致セ度存念也、然上は組下之者とも組頭之下知に急度相隨ひ益大切に相勤可申事  
一 組下之内其者務方働之儀有之候ハ、早々支配人月番へ可申出候、又不行跡成もの有之候ハ、毎月寄会之上致其沙汰急度善惡を糾し可申事

一諸事自分之願有之候ハヽ、右組頭を以支配人方へ願を指出し可申事、尤組頭右願筋とくと下聞いたし候而其者相應成儀ニ候ハヽ、支配人江可申出事

一手代共中途暇ニ相願候儀前以堅家之法度ニ申渡置候処、近來又々無拠願掛候趣相聞ヘ候、自今仮令親名跡難立其外無拠筋を以相願相談之上首尾能暇申渡候逆も組頭以下之者は店へ五節句礼儀は格別、常に出入無用ニ可為致事一手代共之内幼少より相務三四年之間は店世話に罷成候処、却而式十四五歳にも罷成、幼年より相勤候年数を申立銘々勤方退屈之族相聞ヘ候、自今十四歳より務之年数ニ相立候間、其旨相心得可申候、尤此義是迄年數帳を以吟味致儀ニ候ヘ共手代共了簡違茂可有之候哉と改書付を以申渡候事

但年數無之候とても勤之功次第二立身甲乙可有之候、平生身の廻り旁相かまハす万端氣ヲ付可相務候、諸役人立会理法を糺し、夫々申付儀ニ候ハヽ、少茂最員之沙汰無之事

一傍輩をそねミ徒党を相企候儀世間店に有之由粗承及候、然とも手前店之儀は前以家之法度ニ候、弥以堅相守可申候、若相背大勢打寄連判徒党之沙汰於有之はたとひ忠言たりといふとも其人数之内年數久敷手代暇指出可申候、其以下之手代其品により詮議之上是亦過度可申付事

但主人之忠孝を存申談度儀有之候ハヽ、其為名代支配人それヽヽ役柄申付置候、此者共ヘ密々に可申達候、其品ニより褒美可申付事

一手代共ヘ可申聞は商筋ニ付銘々之存寄等有之候ハヽ、仮令初元之者たりとも無遠慮組頭へ書付ニ而も又は口上にても可申出事、尤組頭其趣致承知功勤書相記名代支配人江指出し可致評議事

但商売体に限らず家内善惡之筋又は台所向其外費旁ニ思慮等迄存付候儀は可申出候、然は銘々忠節之筋、尤其趣にしたかひ評議之上其功を顯し帳面ニ控、追而宜申渡、内建有之候間、其旨兼而相心得可申候事、右之趣承知奉畏候、仍而連判如件

享保十年巳正月

(4) 組頭が配下の者を使う場合としては、筆頭の外に、上座を使って吟味が行なわれる事例「第1表—\*寛政七年春季、(93)」、役頭に帰店延引の上座を連れ帰りに行かせている事例「(27)」などもみられる。

(5) ある規律違反事件が「批言帳」に記載されるか、されないか（処分を受けるか、受けずに内々に済まされるか）を分ける基準については未検討である。

## 五 繰り返される規律違反と処分

以上、本稿においては越後屋京本店の「批言帳」を素材に、規律化された小世界＝大店における手代の規律違反と処分について検討してきた。

「はじめに」で述べたように、かつて筆者は、大店における規律違反については、その存在自体を規律化の不徹底の証左と評価した。これはこれで妥当な評価であると考えるが、ここでは今までの検討をふまえて、規律違反に対する処分が、大店の存立においてどのように意味付けられるのかについて考えてみたい。

### 繰り返される規律違反

これまでの検討の中で、奉公人世界の特質を考える上で第一に注目されるのは、第三節①「暇」の項で検討したように、家出、盗み、多額の引負等を除けば、一度の規律違反で暇になるケースは稀であること<sup>(1)</sup>、その結果として規律違反を繰り返す手代たちが存在することである。実際のところ「批言帳」に複数回登場する手代の数は多い。先に述べたように重複分および子供を除いた登場人数七九人のうち、一度だけあらわれるというのは三九人にはすぎず、残り四〇人が二回以上登場している。これら「批言帳」に複数回登場する四〇人の者たちについて、まとめたのが第10表である。最多登場回数は六回であるが、これが実に四人もいる。五回が二人、四回が六人、三回が一三人、二回が一五人である。規律違反の常習者とも言うべき存在が認められる。以下では具体的な個人の事例に即して、規律違反と処分が繰り返される様子を検討しよう。

## 越後屋京本店手代の規律違反と処分

第 10 表 「批言帳」への登場回数

名 前	回数	番 号
古川 次助(彦三郎)	6回	(18)⇒(33)⇒(49)⇒(55)⇒(68)⇒(73)
山本 孫三郎(常七)	6回	(38)⇒(42)⇒(64)⇒(74)⇒(78)⇒(90)
福岡 清七	6回	(44)⇒(53)⇒(68)⇒(72)⇒(79)⇒(83)
安田 善三郎(久右衛門)	6回	(74)⇒(91)⇒(95)⇒(98)⇒(111)⇒(120)
中林 佐助(五兵衛)	5回	(35)⇒(51)⇒(91)⇒(92)⇒(96)
芝田(柴田)定七(善四郎)	5回	(57)⇒(77)⇒(81)⇒(112)⇒(116)
高田 藤七	4回	(3)⇒(7)⇒(29)⇒(36)
土方 伊助	4回	(12)⇒(22)⇒(36)⇒(40)
高坂 安五郎	4回	(19)⇒(39)⇒(46)⇒(47)
長谷川 久四郎	4回	(34)⇒(54)⇒(59)⇒(63)
上原 久五郎(久次郎)	4回	(34)⇒(67)⇒(75)⇒(82)
井上 源助(源介)	4回	(70)⇒(81)⇒(97)⇒(114)
楠田(蓑田)喜助	3回	(4)⇒(15)⇒(45)
伊藤 徳三郎	3回	(43)⇒(50)⇒(66)
伊藤 嘉助	3回	(26)⇒(31)⇒(88)
辻川 七次郎	3回	(31)⇒(69)⇒(81)
川地 孫七	3回	(33)⇒(37)⇒(49)
乾 儀三郎	3回	(34)⇒(53)⇒(65)
中井 弥五郎	3回	(50)⇒(60)⇒(90)
奥村 介三郎(助三郎)	3回	(52)⇒(68)⇒(98)
松岡 幸次郎	3回	(57)⇒(67)⇒(71)
上野 武助	3回	(58)⇒(81)⇒(84)
原田 憲次郎	3回	(61)⇒(91)⇒(93)
中辻 忠助(和助)	3回	(76)⇒(80)⇒(101)
豊田 茂七	3回	(108)⇒(113)⇒(115)
久保 清七	2回	(2)⇒(5)
樋口 和七	2回	(10)⇒(28)
能瀬 弥七	2回	(14)⇒(26)
伊藤 安次郎	2回	(17)⇒(21)
太田 勝次郎	2回	(19)⇒(33)
藤林 甚五郎	2回	(20)⇒(23)
松野 竹次郎	2回	(27)⇒(36)
南 善五郎	2回	(28)⇒(36)
杉本 権次郎	2回	(33)⇒(75)
長谷川 憲七	2回	(89)⇒(121)
岡 文助	2回	(48)⇒(62)
広瀬 万助	2回	(86)⇒(104)
村井 友七	2回	(94)⇒(103)
中川 幸七	2回	(109)⇒(110)
吉崎 弁次郎	2回	(117)⇒(121)

出所) 「批言帳」(三井文庫所蔵史料 別10)。

(イ) 福岡清七の事例 (三条烏丸上ル町のち東洞院錦小路上ル町居住の井筒屋五兵衛の子息、天明八年へ一七八八) 一四歳で奉公開始<sup>(2)</sup>。彼は「批言帳」に六度登場する者四人のうちの一人である。

(44) 寛政六年 (一七九四) 秋季 (二〇歳、勤務七年目で〈初元二年目〉)。小遣方帳合において引負が発覚、宿元預けとなつたが、一ヶ月半で再勤が認められた。

(53) 寛政七年 (一七九五) 春季 (二一歳、勤務八年目で〈三年目〉)。涼出番の際に同じ〈三年目〉の二人の手代とともに帰店延引、本番下役を命ぜられた。

(68) 寛政八年 (一七九六) 春季 (二二歳、勤務九年目で〈平〉)。第二節「⑯その他」の項で述べた「平分之者」申合一件に関連し、同じ〈平〉の四人とともに、一札を差し出すことで済ませられた。

(72) 寛政八年 (一七九六) 秋季 (二三歳、勤務九年目で染方の〈平〉)。退役した手代等と組んで商品を横流ししたことが発覚、本番下役を命ぜられた。

(79) 寛政九年 (一七九七) 春季 (二三歳、勤務一〇年目で〈平〉)。身持ちが宜しくないので筆頭が調べたところ引負が発覚、筆頭から親元へ引負銀の入銀の掛けがなされた。

(83) 寛政九年 (一七九七) 秋季 (二三歳、勤務一〇年目で〈平〉)。出番の際に「新家」に立ち入り、また引負が明らかになつたので、とうとう「長之暇」となつた。しかし五カ月余りの後にまたしても再勤が認められた (但し席順三組引き下げ)。

その後、清七は、寛政一二年 (一八〇〇) 六月、病氣で宿元に下がつてゐる間に死<sup>(3)</sup>、店から香奠として銀二貫四〇〇目が支給された<sup>(4)</sup> (二六歳、勤務一三年目)。彼の場合、規律違反が六度、そのうち引負が四度もありながら、なかなか解雇に至らず、暇を出されても再勤が認められていることが注目される。

(口) 安田善三郎の事例（西堀川出水上ル町海老屋平兵衛の子息、天明五年「一七八五」一三歳で奉公開始<sup>(5)</sup>）。彼も六度登場する者のうちの一人である。

(74) 寛政八年（一七九六）秋季（二四歳、勤務一二年目で〈平〉）。同じ〈平〉の二人と代参に出掛けた際に、遊所の者を連れ二軒茶屋に入つたことが発覚、宵番上役を申し付けられた。

(91) 寛政一〇年（一七九八）春季（二六歳、勤務一四年目で〈相談役〉）。出番の際に帰店延引、宵番を申し付けられた。

(95) 寛政一年（一七九九）春季（二七歳、勤務一五年目で〈筆頭〉）。商品横流しが発覚、禁足を申し付けられた。

(98) 寛政一二年（一八〇〇）秋季（二八歳、勤務一六年目で〈筆頭〉）。「新家」立ち入りが発覚し、禁足を申し付けられた。

(111) 享和元年（一八〇一）春季（二九歳、勤務一七年目で〈上座〉）。「新家」立ち入りが改まらず、またしても禁足を申し付けられた。

(120) 文化元年（一八〇四）秋季（三二歳、勤務二〇年目で〈役頭〉）。この時点では久右衛門と改名しているが、依然として「新家」立ち入りが改まらず、またしても禁足を申し付けられた。

その後は、「新家」立ち入りが止んだのかは不明だが、順調に昇進し、文化三年（一八〇六）に組頭、文化六年（一八〇九）に支配に進んだ。文化九年（一八一二）正月に退職、望性銀一八貫目を与えられ、越後屋の屋号と丸之内井桁三の暖簾を許されている（四〇歳、勤務二八年目）。

（ハ）中林佐助の事例（竹屋町堀川東入ル町雁金屋重兵衛の子息、天明三年「一七八三」）一四歳で奉公開始<sup>(7)</sup>）。彼は五度「批言帳」に登場する。

(35) 寛政五年（一七九三）春季（二十四歳、勤務一年目で〈平〉）。これまで度々酒癖が悪く不行跡があつたが、三月の

節句出番の際に大酒し、帰店途中で店にとつて外聞のよくないことをしたということで、本番下役を命ぜられた。

(51) 寛政七年（一七九五）春季（二六歳、勤務一三年目で〈平〉）。請状の判を取りに出掛けた際に、酒を飲み過ぎ大失態を演じ、また引負も発覚したため、宿元預けとなつたが、一ヶ月余りで再勤が認められた（第二節⑧項に史料掲載）。

(91) 寛政一〇年（一七九八）春季（二九歳、勤務一六年目で〈筆頭〉）。出番の際に帰店延引したことにより、禁足および組寄会用捨を申し付けられた。

(92) 寛政一〇年（一七九八）秋季（二九歳、勤務一六年目で〈筆頭〉）。染屋へ出掛けた際に、酒を飲み過ぎ道に迷つたため帰店延引し、禁足を申し付けられた。

(96) 寛政一年（一七九九）秋季（三〇歳、勤務一七年目で〈上座〉）。染屋へ出掛けた際に、またしても酒を飲み過ぎたため帰店延引し、禁足を申し付けられた。

その後、酒癖が改まつたかどうかは不明だが、順調に昇進し、享和二年（一八〇二）役頭になり五兵衛と改名、文化二年（一八〇四）に組頭、文化五年（一八〇七）には支配となつた。文化八年（一八一〇）には後見格となり、有力な別家浅井文右衛門家の相続を命ぜられた。さらに文化一四年（一八一六）には名代、文政四年（一八二一）には勘定名代、文政七年（一八二四）には元方掛名代となり、天保二年（一八三一）三月に退役した。退役の時点での店への通勤元手銀預高は一一一貫九五一匁三分に達している（<sup>8</sup>六二歳、勤務四九年目）。

右の三人とも、いざれも繰り返し規律違反を起こし、繰り返し処分を受けている。それにもかかわらずなかなか解雇にはいたらない。それどころか、安田善三郎、中林佐助は順調に昇進を遂げて行つた。

**規律違反と昇進** ここで注目されるのは、規律違反と昇進の関わりである。安田善三郎、中林佐助の事例は例外的なものであつて、規律違反者として「批言帳」に記載されることは、やはり昇進の妨げとなるものであろうか。それとも彼らの事例は必ずしも例外的なものではないのだろうか。

第11表は「批言帳」に登場する手代で、のちに組頭以上に昇進する者をまとめたものである。二二人を数えることができる。うち複数回の登場は一〇人。また引負で処分をうけたことがある者も九人いる。二二人の内訳は、元メ一人、加判名代三人、元方掛名代二人、後見一人、支配一二人、組頭三人である。これを見れば安田善三郎、中林佐助の事例は決して例外的なものではないことがわかる。

次に「批言帳」に名を残した者とそうでない者との昇進状況について比べて検討したい。まず「批言帳」作成者である組頭への就任者について見てみよう。寛政六年（第11表において最年長の山田茂助が組頭に就任した年）から文化一〇年（第11表において最年少の小島万七が組頭に就任した年）までの京本店の組頭就任者は三四人を数えるが、そのうち二二人（六五パーセント）が「批言帳」に名を残している。また住み込みの奉公人の最上位である支配役についてみれば、享和元年（山田茂助が支配役に就任した年）から文化一三年（小島万七が支配役に就任した年）までの支配役就任者は二五人を数えるが、そのうち一九人（七六パーセント）が「批言帳」記載者である。ちなみに第一節で検討したように、天明六年（一七八六）から文化二年（一八〇五）までの初元以上役頭以下の手代全体のうち「批言帳」に名を残した者の割合は四〇パーセントであった。つまり、「批言帳」記載者のほうが組頭、支配役に昇進する比率が高いといふ予想外の結果があらわれたわけである。

右の検討からすれば、規律違反者として「批言帳」に記載されることは、（店内席順の引き下げという処分をうけた場合には昇進の遅れにはなつたかもしれないが）組頭や支配役またそれ以上の重役に就任することそれ 자체を阻害する

第11表 「批言帳」記載者のうち組頭以上に昇進する者

名前	「批言帳」の記載	勤務期間	退役・死亡時の職階(名前)
泉 新九郎	(36)	安永 6～天保 2	元メ(泉常右衛門)
山田 茂助	(36)	安永 2～天保 2	加判名代
土方 伊助	(12)⇒(22)⇒(36)⇒(40)	安永 7～天保 3	加判名代(土方治兵衛)
辻川 七次郎	(31)	寛政 3～天保 3	加判名代(辻川七郎次)
中林 佐助	(35)⇒(51)⇒(91)⇒(92) ⇒(96)	天明 3～天保 2	元方掛名代(浅井文右衛門)
山川 文五郎	(68)	寛政元～文政11	元方掛名代格(小森伊三次)
松田 久七	(6)	安永 3～文化元	後見(中西宗助)
北川 甚兵衛	(36)	安永 5～寛政10	支配
高田 藤七	(3)⇒(7)⇒(29)⇒(36)	安永 6～文化元	支配(藤田清右衛門)
佐々木平五郎	(30)	安永 6～寛政11	支配(佐々木与三右衛門)
南 善五郎	(28)⇒(36)	安永 7～寛政 8	支配
伊藤 嘉助	(26)⇒(31)⇒(88)	安永 9～文化 3	支配
能瀬 弥七	(14)⇒(26)	天明 2～文化 5	支配(能瀬五郎兵衛)
安田 善三郎	(74)⇒(91)⇒(95)⇒(98) ⇒(111)⇒(120)	天明 5～文化 9	支配(安田久右衛門)
辰巳 与三郎	(68)	天明 6～文化11	支配
長谷川久四郎	(34)⇒(54)⇒(59)⇒(63)	天明 7～文化11	支配
長村 甚七	(53)	寛政元～文化13	支配
石川 松次郎	(102)	寛政 4～文化12	支配(石川庄五郎)
小畠 万七	(105)	寛政 5～文政 2	支配
奥村 介三郎	(52)⇒(68)⇒(98)	天明 7～文化 5	組頭(奥村作兵衛)
小林 百次郎	(121)	寛政 6～文化12	組頭(小林岩次郎)
吉崎 弁次郎	(117)⇒(121)	寛政 8～文化11	紅店組頭(吉崎新次郎)

出所) 「批言帳」(三井文庫所蔵史料 別10)。

注) 番号に下線を付したのは引負に関与したもの。

ことにはならないことがわかる。

以上のことがらを踏まえた上で、繰り返される規律違反とそれに対する処分が大店において持つ意味をどう考えるべきであろうか。処分の存在意義についてまず想起されるのは、不良奉公人の選別—排除という機能であろう。これが規律違反者に対する処分の持つ重要な働きの一つであることはまちがいないことと思われる。しかしながら本節で見てきたように、繰り返し規律違反を引き起こし、繰り返し処分をうける者たちが多く存在すること、および繰り返し処分を受けながら昇進を遂げて行く者たちがいることを考慮に入れれば、不良奉公人の選別—排除を、規律違反者に対する処分の第一位置的な目的・機能と言うことはできないのではないか。

それでは、不良奉公人の選別—排除の他に、規律違反に対する処分が持つはたらきがあるとすればそれは何か。ここでは、規律違反者に対する処分について、手代を規律化された社会である大店に適合的な存在へと馴致するはたらきを持つものとしてとらえてみたい。既に述べたように小経営を本位とする近世社会において、高度に組織化・規律化された大店の世界は極めて特異な存在と言えよう。そこで働き生活する手代の側でも、そのような大店の世界になじみがたく、ともすれば逸脱しかける者も、少なからず存在したにちがいない。大店の側としても、そのような者たちの存在、および彼らが引き起こす規律違反はある程度まで織り込み済みではなかつたかと思われる<sup>(9)</sup>。むしろ、そういった規律化された大店の世界から逸脱しかけた者たちを大店の世界に引き戻し、大店に適した存在へと変えていくこと、こういった働きを持つものとしてこそ、規律違反に対する処分は、大店の世界の中に位置付いているのではないか。「批言帳」に具現化するような規律違反者に対する処分の存在意義については差し当たり右のように考えておきたい。

(1) 一度の規律違反では即刻解雇になるのは稀であるということに關しては、店の側でも、手代数の維持の面から、手代をそう簡単に解雇できない事情があつたとも考えられる。手代の供給事情については今後の検討課題としたい。

(2) (3) 「奉公人抱帳 四番」(三井文庫所蔵史料 本一四三三)。

(4) 「手代元手申渡控 三」(三井文庫所蔵史料 別一六五一)。

(5) 「奉公人抱帳 四番」(三井文庫所蔵史料 別一四三三)。

(6) 「手代元手申渡控 三」(三井文庫所蔵史料 別一六五一)、「家名暖簾印差免切手控」(三井文庫所蔵史料 総一一七九)。

(7) 「奉公人抱帳 四番」(三井文庫所蔵史料 本一四三三)。

(8) 但し店に対し借銀が七七貫五四七匁八厘あつたので、差引銀高は三四貫四〇四匁二分二厘であつた(「通勤元手銀預控 十壹」(三井文庫所蔵史料 本一九二六))。

(9) 「宗室遺書」の第六条にある「手代を見立てる事専要候、少しきしつをあげて大キ成益を捨る事なけれ」にも、どのようない手代でもある程度の規律違反をおこすものという奉公人觀を見いだすことができるものと思われる(『三井事業史』資料篇第一巻、二ページ)。

## おわりに

本稿での検討は次のようにまとめられる。

(1) 「批言帳」には、天明六年(一七八六)から文化二年(一八〇五)まで、越後屋京本店で起きた規律違反事件が一二一  
件記載されている。記載対象は原則として初元以上役頭以下の手代であつた。記載された人数は一六七人で、重複を除  
くと八〇人(子供を除けば七九人)になる。これらは天明六年から文化二年までに在籍した初元以上役頭以下の手代全

体から見れば、およそ四〇パーセントにあたる。

(二) 規律違反の内容は、多いものから、①引負、②帰店延引、③「新家」立ち入り、④無断外出、⑤家出等の順になる。全体として見れば、外出時もしくは外出をめぐる規律違反が多い。この背景には、手代の強い外出欲求をみとめることができるが、これは規律化された住み込み生活を強いられているという彼らの固有の生活様式に起因するものである。

(三) 規律違反者に対する処分の内容は、①暇・宿元預け（規律違反者を店から永久的もしくは一時的に排除するもの）、②首番・本番・五役（規律違反者に労役を課すもの）、③禁足・遠慮（規律違反者の店内生活に何らかの制限を加えるもの）に分けることができる。天明六年から文化二年までの期間で、規律違反により退職を余儀なくされた者は、退職者全体のおよそ二五パーセントを占める。

(四) 「批言帳」に記載された規律違反者の吟味や処分は基本的には組頭が行なうものであつた。ただし、規律違反者が名目役の場合には、支配役が関与した。また平筆頭が組頭の指揮下にもとづき規律違反者の実際の吟味に当たる場合もあつた。

(五) 規律違反者の中には、繰り返し規律違反を引き起こし、繰り返し処分をうける者たちが多く存在する。また繰り返し処分を受けながら昇進を遂げて行く者たちもいる。これらの存在に着目すれば、大店における規律違反者に対する処分の主たる機能、存在理由は、不良奉公人の選別一排除にあるだけでなく、むしろ、規律化された社会である大店に適合的な存在へと手代を馴致するはたらきにあるものと考えられる。